

第12日目(3月12日)

議長(阿部久夫君)おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

なお、傍聴者の皆様方におかれましては早朝より大変ご苦労さまでございます。

議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、中沢一博君から家事都合のため午後3時頃まで欠席、病院事業管理者から公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

議長 質問順位17番、議席番号20番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 おはようございます。一般質問を行います。

1 八幡保育園を早急に改築すべし

八幡保育園を早急に改築すべしということであります。今、国を挙げて子育て支援に万全を尽くしております。先日、政府は少子化社会対策会議において消費税増税の関連法案とともに総合こども園なるものを創設する、これを今国会に提出をしその成立を図るといような報道がありました。今後27年度から3年間程度でほとんどの保育園をこの総合保育園にもっていこうということだそうであります。今後6年間かけて全国2万3,000か所ある保育園をこども園化の方向に持っていくと、こういう方針を打ち出しました。都会では圧倒的に多い3歳未満のいわゆる待機児童の皆さんの解消を目指す方針だそうであります。

しかし、果たしてこの地域、この南魚沼市ではどうなっていくのでしょうか。今までのような保育園単独でいくのか、あるいは今政府が検討している総合保育園、総合こども園となるものが、今ある認定こども園とどう違うのか。今の段階では私にはよくわかりません。わかりませんが、国あるいは自治体とも総力を結集して子育て支援に万全を尽くしていこうということだと思っております。

市長は所信の中で述べておりますように、よりきめ細やかな子育て支援事業を促進していく、このように所信表明で述べられております。さて、そこで私は六日町地域の中で拠点的な保育園である八幡保育園が、現状の中ではその機能が十分に発揮できていない、このように思うわけであります。敷地面積が極めて狭い、園庭も十分に確保できていない、職員の駐車場もままならない、送迎時の保護者の車の駐車も十分ではない、交通安全上極めて問題がある。そして建築から相当の年月が経過をしている、等々の問題であります。正にハード面では使い勝手の悪い保育園であるというふうに思っております。

昨年3月議会において同僚であります寺口議員の一般質問の中で、余川保育園の改築にあわせて八幡保育園と合併させては、という提案とそれに対する議論があったわけでありまして、この中で市長は八幡保育園については、余川保育園と切り離して用地確保と併せてゆとりある保育のために単独での改修は喫緊の課題である、このように認識しているというふ

うな答弁がありました。私はこのやり取りを聞きながら、六日町中心市街における保育園はたくさんありましたけれども、改築のたびに公設民営化をされ続けてきたわけであります。正にこの八幡保育園が公設公営最後の砦のように私は感じられました。

先ほど申し上げましたように、この保育園は六日町地域の拠点的な保育園であります。拠点保育園であります。そして拠点の保育園として位置づけて、一時預かりや土曜 1 日保育、あるいは休日保育、病後時保育等多様な保育ニーズに対応でき得るような、そういう保育園にしていくべきだというふうに考えておるわけであります。中心市街地はもちろんであります。学校町や北辰、緑町、栄町等の新興住宅地にも比較的近いわけでありまして、子育て真っ最中の方の多く暮らしておられる地域でもあります。

私はかつて何回も何回も議会の中で、栄町を中心とした駅西地区に新しい保育園の建設ということをご提案してまいりましたけれども、それもかなうことなく現在までできております。今後ともその願いはかなわないのでしょうか。そうするならば、どうしても八幡保育園を先ほど申し上げましたような地域を包含した中で、充実した保育園として運営をしていくのが、我が南魚沼市にとって最良の道であると私は確信をしているところであります。

そこで、先ほどの昨年議会の市長の答弁ではあります。改修は喫緊の課題であると、このように認識しておるわけであります。まさにその通りだと思います。この保育園は建築が昭和 61 年だそうであります。築後 26 年間経過をしているわけであります。今、総合計画の実施計画の中ではこの改築が記載をされていません。これから早急に取り組んだとしても、まだまだ何年かはかかるわけでありまして、それこそスピード感をもって改修あるいは改築を進めていっていただく、このことが私は大事だというふうに思っています。

そこで(1)番目ではありますが、用地取得の問題であります。昨年 3 月の議会一般会計予算審議の中で、私は現地の用地取得についてたどりました。重ねて問うわけでありまして、八幡保育園は現状から見てあの地から出ていくわけにはいかない。とすると、現在の現地の面積が約 1,900 平米ぐらい。一般的に保育園の用地は 3,000 平米ぐらい欲しいというふうに言われていましたけれども、幸いにもこの裏手に民地が 2,400 平米ほどあるわけでありまして。その多くが田畑であります。これを一体的に活用するならば、それこそ南魚沼市の拠点となるべく立派な保育園が誕生するのだというふうに思っています。

今、市街地の中で市の施設に隣接してこれほどまとまった土地がそうあるわけではございません。これは交渉ごとでありますから容易なことではないでしょう。しかし、やはり粘り強く交渉した中でこの土地を確保し、先ほど申し上げましたように南魚沼市の拠点となる保育園を公設公営でいっていただきたい、このように思いますけれども市長のお考えはいかがでしょうか。

(2)番目ではありますが、繰り返しになりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、十分な土地を取得し、きちんと整備をし、そして多様な保育ニーズにこたえ得るべき保育園。六日町地域はもとより南魚沼市全体の中心としての、保育や子育て支援の大きな役割を担う保育園として位置づけていただきたい。このようなことが私は最善かつ重要である

というふうに考えますけれども、市長のお考えはいかがでございましょうか。

(3) 番目ではありますが、もちろん今後とも公設公営でいくこの決意のほどをお聞かせいただきたい、このように思います。

2 十二沢川改修にかかわる交通対策について

次に十二沢川改修にかかわる市内の交通対策についてであります。市街地を流れる十二沢川、度々氾濫をし、そのたびに浸水被害を出して地域住民はほとんど困り果てていたとこのように思います。昭和56年だそうではありますが、十二沢川改修対策協議会が設立し、改修に向けて動き出しました。以来30年が経過をしたわけであります。そして平成15年によろやく改修に着手をしました。我々の目の黒いうちは最後まで完成するのかなというほどのスローペースの改修でありました。

昨年の新潟・福島豪雨の災害によって、市街地の大規模な浸水被害があったわけでありませう。これを受けてでありませう、平成24年度から集中的に投資をして改修を行うことになりました。現在までの改修位置から上流520メートルの改修であります。長年の悲願であった十二沢川の改修、よろやくスピード感を持った改修が進むことになりました。大いに歓迎をし、期待をしているところであります。

国道とJRを横断するという、私素人目でも決して容易ではない大変な工事だというふうに思うわけであります。そこで(1)番目の質問でありますけれども、これは県や国交省がまず第一義的でありませうが、17号線を横断する橋の建設、これは市内では最も交通量の多いところであります。市内で一番交通量の多いところ。よほど万全を期さないと市内各所の市道等で交通渋滞やあるいは混雑、こういう問題が出てくるのではないのでしょうか。市としてはそれぞれの機関とどのようなすり合わせをやっているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

(2) であります、これと関連をするわけでありませう、今、一般国道17号六日町バイパスの工事が行われております。これも遅々として進まない。前に進みません。市長は所信表明の中で今年度はゼロから2億円の予算としておりました。先日の一般質問の中でこの2億円が1億円になったということでありませう。まことに心もとない予算づけであります。私は本来であれば今一部供用している県道十日町六日町線、これから新潟方面253号線までを早く部分開通させて、そしてこの道が十二沢川改修と関連して迂回路として利用できればいいがなというふうに思ひます。こういう素人的な考えでありますけれども、この考えはいかがでございませうか。お伺いをするところであります。これで一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問をさせていただきます。

市長 おはようございませう。傍聴者の皆様方大変ご苦労さませう。ありがとうございます。牛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 八幡保育園を早急に改築すべし

八幡保育園の改築等にまつわる件でありますけれども、隣接所有者との接触ということでありませう。今現在、八幡保育園の入園状況につきましては、ほぼ定員に達してあります。1

10のところ111という。現在整備中の六日町認定こども園の移行によりまして、これは若干は余裕が出てくるだろうと思っておりますので、この施設整備計画につきましては25年度の入園状況を見て早急に検討に入りたいと思っております。

そういうことでまた地権者との隣地ですね所有者との接触は行っておりません。なぜかということに今度は入りますけれども、園地の拡大あるいは施設の拡充ということですが、これはもう当然でありますけれども、園舎の改修、園庭の整備これは当然必要だと考えております。その中で議員先ほどおっしゃったように、雪のときは特にでありますけれども駐車場の確保、あるいは屋根雪処理、これらが現在非常に困難性を増しているということでもあります。また、この地域、地盤沈下という事態もあるわけありますので、施設整備に当たりましては、改築なのか、増築なのか、あるいは新築移転なのか。これも含めてなるべく早く結論を出して、議員おっしゃるように整備の方に進んでまいりたいと思っております。これ25年度中に方針をきちんと出していこうと思っております。早ければ24年、遅くとも25年度中には方針を出したいと思っております。

公設公営を貫くということでもありますけれども、これは前々から申し上げておりますように、公設民営という方向性はその後、塩沢の中保育園、あるいは塩沢保育園等の部分が公設民営という可能性。今は中保育園の改築の際に、公設民営という部分を想定しておりますけれども、それ以外は全て公設公営でこれからも運営していくという私の方針でありますので、八幡保育園がどういう形で整備をされるにしろ、公設民営という方向性はあり得ないということです。公設公営で続けさせていただきたい。しかも、旧六日町の中は、議員おっしゃったように公設公営というのはこの八幡1園になっておりますので、やはり保護者の皆さん方あるいはお子さんのニーズということもありますので、これはきちんと守っていききたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2 十二沢川改修にかかわる交通対策について

十二沢川改修にかかる17号の件であります。これは5年間で520メートル、約40億円をかけてやろうということでもあります。議員おっしゃったように特に17号線が十二沢川を渡るというか、十二沢川が17号を横断する部分と鉄道の部分でありますけれども、今現在17号につきましては、どういう工法で、いわゆる橋りょうなのかボックスなのかと今これも含めて検討中でありまして、今の方針では東京側に向かって右側に迂回路、いわゆる部分迂回ですねこの方向で協議を進めております。おおむねその方向になると思います。

どこからどこまで迂回路として使うかという部分ですけれども、これはまた確定的なものではありませんけれども、そういう方向で協議を進めておりまして、そう遅くないうちに国の方あるいは県の方とで合意ができるものだと思っております。そういうことで現在は、それで全て交通渋滞が起きないかといわれればすぐ信号もありますし、その辺は若干の部分は懸念が残りますけれども、大きな渋滞が起きるとか混乱が起きることにはならないという思いで今進めているところであります。

17号バイパスの早期開通、これは本当に私どももずっとそのことは、もう十二沢川が改

修するときは17号横断するときは必ず迂回路なりそういう部分が必要で交通渋滞の危険性があるので、早く17号バイパスをもう少しの部分を開通させていただいてということは申し上げてきましたが、なかなか認めていただけません。17号バイパスを十二沢川改修の際の17号線の迂回路にするという部分も一部的には今の供用開始区間はありますけれども、253から十日町何線ですかね、あの県道までということは、ちょっと今の状況の中ではかなわない。

ですので、17号バイパスもそういうことも含めたり、あるいは医療体制の整備、そして災害時のやはり何といっても迂回路ですね、こういうことをまた前面に打ち出しながら一日も早い全線開通。全線開通といかなくても253から今の塩沢側の着地点といいますか、合流点までをなるべく早くということで、今、国交省の方に懸命に陳情活動をしているところでありますけれども、昨今の公共事業の削減、そしてなかなか実情がごく理解していただけないという部分もあるかと思えます。

現場の長岡国道事務所、あるいは北陸地方整備局等は十分にそのことは理解をしているわけでありまして、その上、そして県との調整ですね。これやはり県が負担金を払うこととなりますので、県との調整これらを今年度からはちょっと精力的にやって、県の方ももう100パーセントオクケーだというような方向性を導き出していきたいと思っておりますので、またご協力をお願い申し上げたいと思っております。以上であります。

牛木芳雄君 若干再質問をさせていただきます。

1 八幡保育園を早急に改築すべし

積極的なご答弁がありました。25年度中には方針を決めたい。ことによったら24年度に出すかもわからない。それも改築改修あるいは移転も含めて考えるとこういうことあります。総合計画に乗っていないわけでありまして、そういう面でも私は早めにこれを計画しながらやるべきだというふうに思っています。大変前向きな答弁でした。

保育園に預ける親御さんのニーズといたしましても、やはり私立でなく公設に預けたいという保護者も大変いると思うのです。今は仮称であります。六日町認定こども園が今、建築工事が始まりました。そこにできて余川保育園を包含した中で、認定こども園ができるというわけですが、果たして余川保育園の皆さんが、ほとんどその新しくできる六日町認定こども園の方に行くかということ、私は前々から言っていますけれどもそれはそうではなからうというふうに思っています。八幡保育園はそういう意味では公設保育園として大きなニーズがあるわけですから、先ほど申し上げましたような方向でやっていただきたい。早めにスピード感を持ってやっていただきたいということでもあります。

それから用地交渉の話であります。先ほども壇上で申し上げましたが、昨年3月議会に隣地の交渉をとという話でありました。交渉はどうなったか。また、今回も関係者にちょっとお話を伺いましたし、不動産関係の皆さんにも話をお聞きしましたが、もう少し積極的に交渉、話を持っていってもよいのではないかと。私は当時のニュアンスとしては、また機会を持って相手方と話をしてほしいというような感触を持っていたのですけれども、今までに今

日に至るまでまだ交渉に、接触を持っていないということであります。その辺をもっと積極的に、交渉ごとでありますからやっていただければというふうに思っています。

あそこを断念して近くに、それこそ私が申しあげましたように、駅西でもいいところがあそこも地盤沈下区域でありますから、そうあんまりのことを言いませんが、よいところがあれば、広い園地を設けて立派な保育園、公立の保育園となるように希望するわけであります。

2 十二沢川改修にかかわる交通対策について

十二沢川の河川改修に関わる交通の確保であります、回り道を、迂回路を作ってということだそうであります。迂回路を作って、右側といいますから旧道の辺りでしょうか、あそこへつくるのだと思いますが、なるべく支障のないように、旧道といいます小栗山からかつて六日町に通ずる旧道であります、その旧道の方でしょう、そこに迂回路をつくるということだそうです。交通量の多いところありますから、なるべく市内の交通に支障のないような方向でいていただきたい。

ただ、先ほど申しあげましたように県道十日町六日町線から253側というのは、まだきちんと設計協議も終わっていない部分も、あるいは用地買収も終わっていない部分もありますから、これからというのは無理かとは思いました。思いましたけれども、今、市長答弁で話されたように本当にとっくにもう17号バイパスが完成して供用されていなければならぬような状態であったわけでありましたが、国のこういう状態ですからしょうがありません。今後とも粘り強く早期開通に向けてご努力いただきたい、このように思っていますが、いま一度ご答弁をお願いいたします。

市長 牛木議員の再質問にお答えいたします。

1 八幡保育園を早急に改築すべし

八幡保育園の関係は今ほど申しあげましたように遅くも25年度中には方向をきちんと打ち出して、そして総合計画に搭載をしてなるべく早くやりたいと思っております。

地権者への交渉の件ですけれども、これは今ほどちょっと申しあげましたようにもうあそこしかないということであれば交渉もやぶさかではありませんけれども、いろいろ検討する中で新築移転という方向性が出た際は、これは全く徒労に終わるといいますか水泡に帰すわけですので、そうなりますとまた地権者の方にも大変なご迷惑をかけるということです。いわゆる方向性をきちんと確認をしてから、誠意を持って交渉に当たっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 十二沢川改修にかかわる交通対策について

十二沢川の件ですが、極力交通の支障のないようにということで、今、国交省それと県で相当詰めの協議に入っておりますので、方向としてはそこで大丈夫だろうと。先ほど触れましたように手前に信号があつたりいろいろ難しいところですが、道路構造上等からといてもそう問題は出ないと思われま。ただ、場所がどこにどう入るかというのはまだ我々がはっきりとは確認しておりませんので、議員おっしゃったようにあの辺だろうと。ただ、

仮設でありますから家屋を移転してまでということにはほとんどなり得ないと思います。ですので、どういう方法でということをもう少しまたきちんとしてしましたら、皆さんにもお知らせをしていきたいと思っております。

17号バイパスはおっしゃるとおりでありまして、我々も一日も早くということですとお願いをしているわけでありましたが、なかなかこういう世情といいますかでありまして、非常に難しいというところではありますが、とにかくにも一日も早く。さっき触れましたように基幹病院絡みの中での地域の医療再編のこと、あるいは水害時には17号が全く機能しなくなること、これらも踏まえすと本当に重要なバイパスだという認識は、さっき触れましたある程度の段階まではきちんとしてご理解いただいておりますので、もう一つの壁をなるべく早く取り除かれるように鋭意努力していきますので、よろしくお願いをいたします。

議長 ここで、議席番号21番・笠原喜一郎君から資料2枚配付の許可申出がありましたのでこれを許可いたします。事務局、資料を配付してください。

議長 質問順位18番、議席番号21番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 おはようございます。通告にしたがいまして2点ほど質問させていただきます。質問に入る前に、昨日行われました東日本大震災について少し触れさせていただきたいと思っております。思い返せば今年の3月11日の午後2時46分であります。私はこの壇上で一般質問を始めたところでありました。しかし、あの震災によって中断をされ、そしてその日は一般質問をすることができませんでした。昨日、一周年の記念式典、あるいはいろいろな思いで迎えられたというふうに思っています。私も家内と二人でテレビの前に並んで、2時46分には黙とうをささげたところがあります。死者1万5,854人、行方不明者3,155人、そして被災をし、あるいは放射能によって避難をしている方が34万3,935人あります。本当に一刻も早い普通の生活ができることを願わずにはいられません。

そしてまた、去年はこの当市も新潟・福島豪雨によって大きな被害が出たところでありました。一刻も早い復旧を本当に心から願うものであります。

私はこの二つのことを考えたときに、行政の基本というのはやはり市民の生命、財産をいかに守っていくかということに尽きるのかなというふうに思っています。この二つの災害を教訓にして、本当に誤りのない行政を執行していくべきだというふうに心に決めているところがあります。

それでは通告にしたがいまして2点質問をさせていただきます。

1 人口減少時代のあるべき姿をどうとらえているのか

資料1点目は、人口減少時代のあるべき姿をどうとらえているのかということで質問をさせていただきます。皆さん方に資料を配付させていただきました。私が議員になったときには、大ざっぱでありますけれども六日町は3万人、塩沢町は2万人、そして大和町は1万5,000人ということで6万5,000人というような大まかな人口を有しているというふうに考えていました。しかし、合併のときには6万3,000人ぐらいだったでしょうか。

そして今、南魚沼市の人口は6万と500人ぐらいであります。そして皆さん方に配られ

た資料の中にあるように、これは全く権威のあるところが作られたものであります。国立社会保障・人口問題研究所という、まさに権威のあるところの推計であります。10年後の2022年では多分5万5,000人です。毎年500人ずつ人口が減るということです。そして20年後の2032年には4万8,000人ぐらいになるだろうと。そして、この表からは2035年には4万7,000人になるというそういう予想が示されております。

そしてその中を詳しく見ますと、0歳から14歳の年少人口というのは全人口の中のどのくらいの割合を占めるのかと。わずか1割を切ってしまいました。そして高齢人口といわれる65歳以上の方はどのくらいだかと。37.9パーセントあるいは39.1パーセントと国が言っている40年先、50年先に、高齢化率が40パーセントになるという部分を、我々この南魚沼市は20年も早く経験をするわけです。そして75歳以上の人口が2035年、あと20年後には26パーセントと、4人に一人が75歳以上の市民で占められるということになります。

こうした推計を基に、私は本当に10年先あるいは20年先の南魚沼市の社会というのは、一体どういう社会になっているのか。あるいは、どういう社会を作っていかなければならないのか。そうしたあるべき姿というものをきちんと今の我々がイメージしながら、そして今現在の施策を考えていくべきではと、私は思っています。

先ほど子どもたちの話もありました。保育園の話もありました。保育園はこういう1学年0歳から4歳の中では2035年には1,400人を切ってしまいます。1学年300人もいないわけです。今も少子化といわれている中で、その6割にも満たない子どもであります。そうしたときに保育園はどうなるのか、あるいは学校はどうしていくのか。あるいは今回多くの福祉計画が作られていますけれども、本当に今の3年間、あるいは5年間、そういうことだけでなく本当に10年先、あるいは20年先のこうした人口構成を見た中で、こういうふうなまちを作っていこうではないかというあるべき姿をもって、そして、ではこの3年間はこうしていこうではないかというそういうやはり私は計画の作り方があるのかなと。でなければならぬのかな、というふうに思っているところであります。

総合計画も27年まででありますので、確かにそれを上回る部分は難しいかも知れませんが、しかし、私はやはりそうしたあるべき姿、そういうものを考えていくべきだろうというふうに思っています。市民の多くが住み慣れた場所で自分らしく老いることができるまちを目指しているわけです。そのためには、いつまでも在宅で安心した生活が送れる、あるいは元気で活躍できる、そして生きがいを持って暮らしていきたい。そうした考えを実現するために、それでは介護だけでいいのか。在宅医療、あるいは在宅介護、あるいは訪問看護、そうしたこともやはり組み合わせていかなければならない。

あるいは4万何千人になったときに、世帯数はそう変わらないと思っています。そうすると一世帯当たりの世帯人員は2.5人ぐらいになるはずであります。正に高齢者の一人住まい、あるいは高齢者の夫婦世帯、そうしたことが予想されるわけです。こうしたことを考

えたときに、本当に病院も介護も、あるいはそうした一人暮らしを含めた中の住宅はどうするのか。そして、お年寄りに優しいまちづくりはどうするのか。そうしたことを全て、各課ごとでなく、各部ごとでなく横串を入れてあるべき姿を私はイメージをして、そしてまちづくりをしていくべき、そういうふうを考えていますが、人口少子化時代のあるべき姿について市長にお伺いをするところであります。

2 24年度予算を問う

2点目に入ります。24年度予算を問うということで質問をさせていただきます。23年度の予算のときとこの24年度の予算の中では、私はその環境の変化で大きく違っていると思っています。一つは先ほど話をしたように東日本大震災、あるいはそれに伴うところの原発の事故であります。そして、当地では新潟・福島豪雨によるところの被災であります。こうしたことにどう対応をしていくのか。あるいは今、国ではTPPの事前協議が始まっています。ではこのことについてどう対応をしていこうとするのか。

あるいは昨シーズンからスキー場が閉鎖をしたところが出ております。スキー観光がなかなか大変だという中で、この部分についてどういうふうに24年度予算で対応するのか。あるいは昨年に比べて円高であります。あるいは電力不足によって海外移転も進んでおります。そしてデフレであります。こうしたことにどう対応する予算を、私はやはり昨年と違うのだという思いで24年度の予算を見たいというふうに思っています。

まず1点目は土砂災害警戒区域に多額の投資をすることは、正しい判断であると思っ
ていません。この1月の30日の日に議会全員協議会が開催されました。そこで大原運動公園と図書館について話がありました。私は以前から大原運動公園については、過大なものは要らないという話をしてきました。そして昨年の水害を受けて、とにかく水害の復旧、復興を優先しろという話をしてきました。しかし、1月30日の全員協議会の質疑の中で、寺口議員と中沢俊一議員があな地域は土砂災害警戒区域であるという話をされました。私は正直そのときまで自分の中では知りませんでした。ですから、私はその後、振興局に行って1月17日にその地域で行われた説明会の資料をもらってきました。確かに今、市がやろうとしている大原運動公園の野球場並びに遊びの広場そういうところが、あるいはテニスコート、あるいは半分が土砂災害警戒区域の中に含まれているということであります。

そして今、皆さん方のところに資料として配らせていただきました。これは市内の土砂災害危険箇所の表であります。市内に363か所あるのだそうであります。皆さん方のところで昨年の水害が起きた場所と、その危険箇所の場所を自分なりに確認をしていただきたい。驚くほど一致をしております。県が土砂災害警戒区域に指定をするということは、それなりの根拠があってやっていることであります。そのことを私はその1月30日に初めて知らされたわけであります。

私は今まで先ほど言ったように、規模の大小だとか、あるいは財政がどうだとか言ってきました。しかし、そんなことはもう本当にこの危険というか安全・安心という部分からみれば、もう脇に置いていい話であります。昨年の東日本大震災、あるいは原発事故、そしてこの新

潟・福島豪雨、こうしたことを経験して我々はその中から過ちは二度と起こさないという、そういう教訓を学ばなければならないはずであります。想定外ということは言えないはずなのです。そういうのがあの原発の中で出た言葉であります。

しかし、今回のこの土砂災害警戒区域ということは、県が指定をしているということは、災害が起こることが想定できるということでもあります。そういうことがわかっていながら、市民の生命、財産を守る立場のある行政が果たしてとる道であるか。私は市長のそれでもやろうとするそのことは、正しい判断ではないというふうに思っておりますが、市長の見解を問うところでもあります。

2番目は原発に依存しない社会を目指す方向性の中、自然エネルギーの研究、暮らしの見直しなどをどう取り組もうとしているのかということでもあります。今現在、原子力は日本中に54基あるそうであります。今稼働しているのは2基であります。この2基も5月には停止をするということです。新たに原発を作るといことはなかなか難しいと思います。また、今停止中の原発を再稼働するにもなかなか難しいという状況だろうと思っております。

一方、自然再生エネルギーあるいはそうした新しいエネルギーを作り出すには、やはり国がそれなりの施策をもって臨まなければ、また短期間にできる問題ではないと思っている。そうした中できることはないのかと。私は省エネであり、節電という部分をこの予算の中でなかなか見つけることができないわけにありますけれども、こうした電力不足といわれている中で、どういうふうな暮らしを見つめ直して、そしてやっていこうというのかお聞きをるところであります。

3点目は雇用の確保は最大の福祉政策であるという、私はそのことを強く訴えたいというふうに思っています。震災から1年が経ちました。その中でとにかく普通の暮らしをするには、働く場所をきちんと確保したいというのが被災をされた方々の一番の願いであります。それは被災者だけでなく、普通に暮らしている我々も、この地域も、まさにそのとおりであります。雇用こそ最大の福祉政策であるはずであります。

そうした観点で見たときに先ほど話をしたように、TPP、仮に入ったとしてもあるいは入らぬことができたとしても、今の農業の現状が残るだけであります。この先も農業をこの地域の基幹産業として、そして地域の絆を作っていく、コミュニティを作っていくという大事な役割として農業をどう考えていくのか。この予算の中では目新しい部分は見えません。あるいはスキー観光、あるいはグリーンツーリズム、そうした観光についても、あるいは労働の部分についても、私は少し新しい試みに欠けているかなというふうに思っておりますけれども、24年度予算の中でこの雇用、最大の福祉政策であります。その雇用についてどう予算の中に組み込まれているのかお聞きをるところであります。以上大きく2点、壇上よりの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

市長 笠原議員の質問にお答え申し上げます。

1 人口減少時代のあるべき姿をどうとらえているのか

人口減少時代のあるべき姿であります。議員ご承知のように南魚沼市の総合計画は、人口

減少問題も含めて検討策定をしているところであります。そして市のあるべき姿というのはご承知のように「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」この実現に向けてまちづくりを進めているところであります。しかし、総合計画の中で一つ一つの事業において10年先を見通して定めるということは非常に困難でありますので、計画期間の短い実施計画、通称ローリングということになりますけれども、ここで各種事業計画を補完していくということになっております。

それによりまして総合計画で目指す南魚沼市が実現するというところであります。今、おっしゃっていただいたように、今後は特に人口減少時代、これはもう前々から言われておりましたが、急速に進んでおります。これに向けまして総合計画の基本理念にありますように、人と人との支え合い、そして保健・医療・福祉の充実、生涯にわたって学べる教育環境の整備、これらを進めていかなければならないと思っております。そして、将来にわたって市を支えて、活力をもたらす力強い産業も育てていかなければなりません。これらに力点を注いでいくということになります。

今、何度か申し上げておりますように、市の中で人口減少に対応した 人口を増やすという部分も当然折り込まなければならないわけになりますけれども、現実として非常に厳しい。そういう中で議員が資料で説明されたように、高齢化の進展。若い皆さん方が一人を一人を支えるという時代、一人で今度は二人を支えるという時代にもなるかということになりますから、これらについてそれでは今の福祉も含めた総合的な政策をどういうふうに転換していかなければならない。どこに予算を重点的に配分をして、どういうことをやっていかなければならないかということ、24年度中にはきちんとまとめ上げていきたい。

ですので、今までの福祉政策と大きく変わった部分が出てこようかと思えます。既得権ではありませんけれども、今までやってきた福祉政策は見直して、新たな総合的な福祉政策ということになります。どこをどう切り詰める 切り詰めるという言い方はおかしいですかね、どこをどう節約をしながらどこに力点を置いていく。今までやってきたことが全てなくなるということではありませんけれども、偏ったという部分も若干あるわけになりますので、これらも含めてきちんとした対応をしていく。24年度中にはこのことをきちんと策定を仕上げたいと思っております。

そして、次期総合計画。議員おっしゃっていただいたように28年から今度は37年ということになりますので、この策定に向けてそれらをどう実現化していけるか。そして市の財政状況もきちんとその中で把握をしながら。当然ですけれども人口が減ってそして働く人が少なくなれば、これはもう税収は下がることが決まっておりますから、これらも含めて市の財政状況がどうなっていくのか。この財政状況についても今検討中でありまして、6月の定例議会の中ではまた皆さん方に、33年までの財政のシミュレーションは示せるかと思っております。

でき得れば3月の議会とも思っておりますが、なかなか国の方の法案が遅々として進まないものですから、例えば合併特例債の延長という部分もまだわからない。また、変なこ

とで法案が成立しないでまた先延ばしだということになるかも知れませんが、成立するものだという前提で作ってもそうならば全くだめでありますので、もう少しそういう部分も見させていただきながら、6月には皆さん方にお示しをしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

2 24年度予算を問う

24年度予算であります。土砂災害警戒区域。何度も申し上げておりますように土砂災害警戒区域といいますのは、災害時の情報伝達あるいは警戒避難体制の整備を必要とする区域であります。したがって、建築関係何ら一切制限のない地域であります。そして議員おっしゃったように、例えばそういう部分が発生するということは、ここが、こう言うと失礼ですけども姥島あるいは五丁歩、この辺の集落はそっくり入っているわけですね、そこに一緒に。この皆さん方に避難の場所の提供になるわけでありまして、避難情報の伝達も場外放送とかそういうものを通じてきちんとできるということでありまして。

そして前にもお答えいたしましたように雨が降っているときにここを利用する人はいません。起き得る災害というのは雨が降って土砂が流れ出るということでありまして。あと地震はわかりませんよ。これはどこへ行っても地震はわかりません。

ですから、過度といいますか私は全くそのことについて心配をしているところではありませんし、これは県にもきちんと確認はしてあります。どういうことでこれを設けるのだと。先ほど触れましたように重ねて申し上げますけれども、情報伝達、あるいは避難体制をきちんと確立しなさいということでありまして。

そしてあの公園の約半分はこの区域に入っていない部分であります。いざというときはそこに集落の皆さん方も含めて避難をしていただく。それからバックネット裏のいわゆるスタンド的な部分ですけども、こういう部分もし土砂が発生した際は、それは下流域への土砂流出の防止、防波堤にもなるということでありまして。

ですので、全く心配はしておりませんが、これは感覚の違いでありますから、どう言ってもこう言ってもそういうことはあるかも知れませんが、過度なそういう部分については私は必要ない。きちんと警戒態勢をとれる、そして情報伝達がきちんとできる、そういう体制を整えることこそが、あの周辺の集落の皆さん方の安全にもつながるわけでありまして、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それから原発に依存しない社会。これはそういうことではありますが、自然エネルギーの研究というのは今ご承知のように上町エコ住宅はいろいろやっております。それから前々から申し上げておりますように、今、民間の方で太陽光発電を冬期間ずっと実験をしていただいております。ここで冬期間についてもある意味十分にこの地域で使用可能といいますか、こういう結果が出るとすれば、それはもうすぐにも推進をしていきたいと思っております。皆さん方の各家庭にですね。工業用の電力というところまでは当然いきはしませんけれども、メガソーラなんていうのはなかなか私たちの地域では無理であります、個々の家庭の中ではそういうことをやっていただこうと。

それから下水道の関係でありますけれども、今、生ごみは全部搬出して溶融炉で燃しているわけですね。これをディスポーザーとかそういう方向に切り替えられないのか。これは県の処理場の方でOKが出れば、それはもう全部流せるわけです。細かく液状にまで碎いて下水管の中に流していく。そうなりますと、もう生ごみを燃す部分というのが圧倒的に減っていくわけです。そうしますと市民の皆さんは、いわゆる生ごみの処理料これが年間ものすごい金ですね。それから皆さん方から袋を買っていただいて負担もしていただいているわけですが、それも要らなくなる。そういう方向も目指していきたい。

今ただ、県の方ではそういう下水道に流し込むのがいいのか、分別をきちんとしていただいて、長岡でもやっていますけれども、生ごみを処理してそこからまた電気を起こすという一括処理ですね、燃やすのではなくて発酵させて。そういう方法もあるということでありますので、それはなかなかちょっと、どこにどうなるかは別にいたしまして、そういう方向も含めて今、下水道課の方で鋭意検討、協議を重ねております。ただ、ディスポーザーが1機15万円から20万円ぐらいといいましたが、非常に高いものです。これをどう普及させるか。当然市の方がある程度の補助でも出しながらやらなければならないと思っています。これはごみ処理費が減るわけですから、その分はある程度普及させるために市民の皆さんにお願いするわけですので、それはそれでいいと思いますけれども、この辺も含めて今検討しているところであります。

それから、これもご承知かと思えますけれども、本年度は地球温暖化対策地域協議会それから廃棄物減量化等推進審議会を設置いたしまして、温暖化防止、自然エネルギーの活用こういうことです。これにはやはり市民の皆さん、事業者、団体、行政、これが本当に密接に連携し合わないとなし得ないことでもありますので、それらをきちんとやっていきたいと思っております。

いずれにしても暮らしの見直しも必要でありますけれども、これはなかなか強制的にできることではありませんので、その辺も市民の皆さん方に十分訴えながら。また、計画停電とかなんてことが出ないように、やはり我々もきちんと協力すべきは協力していかなければならないと思っております。

原発に依存しないというのは、これは度々申し上げているとおりでありまして、原発でなくてほかの代替電源できちんとした産業の発展もできるということさえわかれば、それはそれで十分その方向でいいと思います。ただ、急に全部原発を止めろ、これはなかなか。今、急に原発にすっかり依存をしない社会ができるかといいますと、とても単年度で、少ない年度でできるものではありませんので、徐々にそういう方向に進めていく。それに我々がどういう形で協力できて、どういうふうにやっていけるかということを、またきちんと策定をしていきたいと思っております。

雇用の確保であります。これはまさに議員おっしゃるとおり雇用の確保というのは最大の福祉であります。今、産業振興ビジョンというのをこの24年度に作るわけですが、この中では6次産業化をまずひとつきちんとやっていきたいと思っておりますし、それから

中沢一博議員に答弁させていただきました、南魚沼市の豊かな自然食材、温泉、こういう資源を活用した健康関連産業分野の取り組みもきちんとやっていきたいと思っております。

ハローワーク南魚沼の有効求人倍率は大体ご承知かと思えますけれども、大体1月というか冬期間は、有効求人倍率は1を超えておりますが、そうでないときはやはり0.5とか6とか7とか、いろいろ非常に厳しい状況であります。今、これもご承知かと思えますけれども、企業立地推進委員8名の皆さん方を委嘱いたしまして、企業誘致これらにも取り組んでいるところでありますけれども、なかなかこういう経済状況の中でありまして、これがまだ実を結んだという例は一つもありません。紹介的なものは1~2ありましたけれども、なかなか実は結びません。

今、3月の卒業予定のハローワーク南魚沼管内の高校生の就職内定もちょっとお知らせ申し上げますが、本年は高校生の就職希望者が135人、就職内定者が121人で、内定率は約90パーセントというところでありまして。ただ、去年は142人中132人が内定しておりましたので93パーセントだったのです。ですので、若干その率は落ちたということでありまして。こういう若い皆さんが働きたくても働けないという状況は、市がそれこそ臨時雇用でも何でもやりながらとにかく対応していきたいと。

ただ、要望される部分と、受け入れるミスマッチ的な部分もございますので、この辺が100パーセントとは申し上げませんけれども、優先的に市でもこういう皆さん方の臨時雇用については配慮していきたいと思っております。

これもちょっと申し上げたと思いますが、昨年の成人式のときに地元企業への就職についてアンケートをいたしました。サンプルはちょっと少なかったのですが、南魚沼市内へ就職したいという希望者は48パーセントであります。内容的にはサービス産業こういうところへの要望が非常に強くて、製造業とかこういうところの希望が非常に少ない。ですので、企業とのミスマッチこれがどうもまだまだあるなど。ものづくりという部分を南魚沼市も掲げているわけでありまして、このものづくりに対する若い皆さん方の考え方も、もう少し改めるように改めるにはやはり我々も企業も含めて、本当に魅力があるのだ、やりがいがあるのだということをきちんとやらなければならないわけでありまして。その辺も含めながらハローワーク南魚沼さんとも連携をしながら、とにかく一番は働きたくても働けない若い皆さん方の職場の確保、そして失業率等の低下と、有効求人倍率が常に1を超えられるぐらいになれば一番いいなと思っておりますけれども、その辺はなかなか言うはやすしであります。そういう方向に向けて努力してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

ただ、予算の中に議員おっしゃったように項目を挙げてこの部分にはいくらとか、そういう部分が確かに見だしづらいとは思いますが。予算の説明の際にも、それらについてはまたきちんと説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

笠原喜一郎君 一問一答でお願いをいたします。

1 人口減少時代のあるべき姿をどうとらえているのか

まず1点目の人口減少時代のあるべき姿ということですが、私も今ここに市が作ら

れている計画を持ってきました。ちょっと名前をあげてみますと、総合計画の後期計画、あるいは食育推進計画、教育基本計画、あるいは都市計画マスタープラン、環境基本計画、障がい者福祉計画、いきいき市民健康づくり計画、次世代育成支援計画、地域福祉計画、農林水産ビジョン、温暖化対策執行計画、それから産業振興ビジョン。まだ、たくさんあると思うのです。私はこれをちょっと見た中で、そのところどころは、自分の部分というのは一生懸命計画を作られていると思っています。だけれども、先ほど言ったように、私はそれだけではやはりだめだと。縦割りでなくてそこに横串を入れることによって、本当にこの少子化の中でこういう人口構成になったときに、ではどういうまちになるのだという、そこからまず始まるべきだと思っているのです。

それは決して各部ごとではないと思っています。そしてそうなった現状を見てどうしていくのだと、どういうまちを目指そうじゃないかという部分は、決して総合計画が27年、あるいはその次の10年間ということでもなく、私は職員の中でそういうきちんとやり取りをして、あるべき姿を、あるべきこういう南魚沼市の姿をやはりイメージしていくべきではないかというふうに思っています。

65歳以上の方が、という話をしました。しかし、私はこれからは75歳以上を、という形に考えていくべきかなと思っています。ですから、それまではやはり雇用をどうしていくか、お年寄り、高齢者の方の雇用をどうしていくか、そういうことからすればこれは産業振興であろうかと。そういう雇用をどう考えるか。あるいは一人暮らし、あるいは老人世帯の住宅そういうことを考えるならば、あるいはユニバーサルのまちづくりをするということであれば、それは建設部の皆さん方の知恵を拝借しなければならない。

そして、子どもが少なくなる。あるいは学校の子どもが少なくなると。しかし、生きがいを持ってということであれば、それは社会教育であったり、学校教育であったり教育委員会の担当だと。そして先ほどの今回作られている総合福祉計画、介護保険事業計画は福祉保健部であるかもわかりませんが、先ほど言ったように在宅医療はどののだと。あるいは訪問看護はどののだということであれば、これは病院事業の担当であるわけです。そうした横串を入れてそこへどうしていこうかということがあって、初めてこの3年間はこうしていこうではないかと、いうふうになっていくのかなというふうに思いますけれども、もう1回その部分を市長からお答え願います。

市 長 1 人口減少時代のあるべき姿をどうとらえているのか

そのとおりでありまして、そういう思いもあって23年の早期だったと思うのですけれど、人口減少社会にどう対応していくか庁内でプロジェクトを立ち上げて検討してくださいと。これは今、議員おっしゃったようにもう全ての分野からそういう、特に若い皆さん方も含めて一緒になって議論をしていただいております。言い訳ではありませんけれども、平成16年以降の合併後、先ほど言いましたように総合計画の基本構想、基本計画そして実施計画と出してきてやっているわけです。合併後のそれぞれの問題の対応、そして合併のときのそれぞれの皆さん方の思い、これがずっと続いてきたわけでありまして、それらを中心にやっ

てまいりました。これからはもうそういう方向ではなくて、おおむねそういう部分もある程度は先が見えてきましたので、本当に南魚沼市の人口が減っていくことはもう間違いありませんので、ここ数年はいくら何でも一挙に倍ということにはなり得ません。ただ、その中でも若い皆さん方がここに移住してきていただけるかどうかと、そういうことも含めてきちんとした検討してくださいと。

ですので、24年中にその方向性をきちんと出して、先ほど触れましたように25年の予算からはもう完全に、今までの部分はスクラップアンドビルドですね、1回全部平らにしてそこから何をしていくのだということをやはり見いだしていかなければならない。当然ですけども私どもの方の素案的なものがまとまりますれば、議会の皆さん方にもまたそれぞれご相談申し上げてご意見を伺って、きちんとしたものを築き上げていきたいと思っております。考え方は全くそのとおりでありますので、そういう方向で今進めているところであります。

笠原喜一郎君 1 人口減少時代のあるべき姿をどうとらえているのか

20年後というのは我々が75歳以上になることだというふうに思っています。どういう暮らしを自分が望むか、そういうことを考えながら検討していただきたいと思っています。

2 24年度予算を問う

2番目の24年度予算の方に移らせていただきます。市長は土砂災害警戒区域であっても差し支えないというような、心配ないというようなことでありましたけれども、私はやはり先ほどの地図、県が指定をした危険箇所の地図の363か所、そして今回の水害の被害の場所とやはり大体の場所で符合しているわけです。そのことは県も決してでたらめには、ある程度きちんとした根拠をもって指定をしているわけでありまして、その中で先ほどからも言いましたけれども、我々はやはり想定外ということは言わないのだと。想定外だということはあってはならないという教訓の中からは、この指定を受けるということは想定をされるということです。

確かに市長が言われるように、人間の移動、避難は私は可能であろうと思っています。しかし、そこにある施設を背負ってまで逃げることはできないわけでありまして。多額のお金を投資してそしてそこで建設をする中で、被害が起きるかもわかりませんよというところに作るというのは、私はいかがかなというふうに思っています。1月30日の全員協議会の中で、この地域が土砂災害警戒区域であるということを知ったのは、1月17日の説明会だという話がありましたけれども、知ってから予算をこうして出してきたわけですが、その間に庁内でどういう話し合いをなされて、それでもやるのだという、どういう経過でこういうふうになったかそれをお聞きいたします。

市長 2 24年度予算を問う

議員が示されたこれは土砂災害危険区域ですか、警戒区域ではなくて危険区域ですね、これはそれでわかりました。これは私どもが土砂災害警戒区域にこの地域が入っているという

部分を 入っているというかまだ指定はしていないのですけれども。県は事前に発表しませんので、野球場に反対する会の皆さん方が県の方に何か問合せをしたということです。それは土砂災害警戒区域ということではなくて、飯土山の何か火山灰土が崩壊する恐れが高いとかどうかということで、県の方に何か問合せをしてこの地域はどうかということらしいのですけれども。

その際、県の方としますと去年ある程度方針的なものは出ていたと思うのですけれども、その後去年の7月の豪雨災害がありまして、もう少し見方を変えたといいますか、これだけの例えば時間500ミリ近い雨が降ってそれでどうなのだと。そういうことも含めて一応見直しのものを作って、県の方ではこの辺までは警戒区域ということで考えていますと。これは県の砂防課長の方から説明をいただきました。地元の皆さんにもきちんと説明してくださいと。これは地元の皆さん方が同意をしないと発令できない。それで地元の説明会を1月17日でしたかやっていたら、地元の皆さん方もそれはそれとして納得しましたということで、今これから指定をされようということなのです。

このことも受けまして我々もきちんと協議はしました。全部その担当、土木といいますか建設も含め、あるいは企画も含め、災害の方、総務の方も含めて検討した結果が、先ほど触れましたように 県ともいろいろ相談させていただきました 警戒区域というのは全くそういうことの制限をする区域ではありませんので、ある意味心配するなという意味ではありませんよ、そういうことをどう言えばいいのかな、心配するなというそれは県の方はそう言ったとか言わないとかという話になる。いわゆる一般的にほとんど心配はいりませんと。いよいよそういうことが起きそうだというときに、警戒態勢をきちんと情報が伝達できる、あるいは避難体制ができる、そういうことだけはきちんとしていただきますとこういうことであります。

ほかの市のことも申し上げますけれども、ある市ではその区域内に市民会館的なものを建設。最初は危険区域ということだったそうで、この間も申し上げましたように県の建築審査会では、これはもう許可にならないそうです。警戒区域ということになってそれはもう全く心配はいりませんということで、そこに市民ホール的な、野球場なんてものではないですね、常時ほとんどの人がそこを使うという施設も作りますと。全く付近の住民の皆さん方もそういうことで心配はしておりません。

何よりもちょっと雨が降ったらすぐ警戒、あるいは避難体制をとってくださいということがもし頻発するとすれば、24時間そこに常駐するという部分はやはり我々も避けなければならないと思うのです。ちょっと雨が降ればもうすぐ避難しろと、どうだこうだと。ですから、そういうことも含めて老人ホームの方は、それが一番の原因ではありませんけれども、老人ホームで例えばですよ、100ミリ雨が降ったりして、もう危ないと思うから避難してくれと、度々その繰り返しではとてもそれはそこに居住できる人は大変だぞということであります。いわゆる常駐施設でない部分については、これはある意味全くのフリーハンドでありますので、議員おっしゃったように、まあ人命は守れると。しからは施設はどうかのだと。

これはわかりません。どういう災害が起きるかもわかりませんし。

しかし、土砂災害ということだけを考えますと、どの程度の災害によって規模は違いますけれども、去年の新潟・福島豪雨の際に斎場がああいう被害を受けました。ああいう部分であろうというふうに推測します。もし、あるとすればですね。それはそれで災害が起きたときはそれなりのことですけれども、それによって壊滅的にそこがもう使用不能になって全然だめだとかそういうことにはなり得ないだろうという思いです。これらについてはそれは100パーセントそうだと私も言い切れませんけれども、いずれにしてもそのことによってそこから公共建築物を避けるというのは、これはちょっと誤った見方というふうに私は自分では認識しておりますのでご理解いただきたいと思います。

付近の住民の皆さんも説明を聞いて安心をして、どうぞ警戒区域にしてくださいということです。これは腰越議員は地元ですからよくおわかりだと思いますけれども。区長さん方もすぐ説明会をしていただこうと。ですから、そう心配はいらないと言うとまたいろいろ言われるのですね。余りそこまで過度に私は考えておりませんということを申し上げておきます。

笠原喜一郎君 2 24年度予算を問う

私は消防の分団長もさせていただきましたし、25年間消防隊員として勤めさせていただきました。そのときに言ったというか気をつけたということは、消防長も同じだと思いますけれども、火災が起きた場合、発生した場合にはもうどうしようもないのだと。ある程度それは仕方がないのです。第一にやることは予防なのです。予防です。そして、この指定区域に指定をされたというのは、市長の地元の法音寺も指定をされて事前に説明会があって、「げんがんは」という話はそれは市長もされていました。大丈夫だと。だけれども、その後あの水害が出たわけでありませう。

私は先ほどから言っていますけれども、去年の東日本大震災、そして去年の新潟・福島豪雨、こうしたことの中で我々が学ばなければならないのは、防災でなくて減災なのです。県も言っています。全ての危険箇所を災害から守ることはできませんと。災害に遭わないようにきちんと避難をしてください。それが人的にはそれで可能であります。

しかし、施設についても、それは確かにこの地域が建てられないという部分ではありません。しかし、貴重な血税を投資して建てようとするその地域が、そういう危険がある、想定をされる場所であるということを知りながらやるのが、私は行政としていかがかということのことです。

あるかもわかりません。ないかもわかりません。しかし、私は最悪の状況を想定して対処をするというのが、行政のとるべき道だというふうに思っています。ですから、今回のここにそういうことを知りながら作るという市長の決定については、これは私は誤りであるとそういうふうに思っています。もう一度だけお聞きをいたします。

市長 2 24年度予算を問う

何度も申し上げますが、この危険区域というのは議員おっしゃるとおりであります。危険区域はですね。私のところも危険区域だったのです。こんなところに危険区域だなんて、あ

の程度の沢だと。それがそうだったのですね、やはり、これは大したものだと皆さんが後で思いました。

そこで、警戒区域とは、また申し上げますけれどもいいですか、災害時の情報伝達、警戒避難体制この整備をなさйтеということですか。ですから、何かが壊れるとかどうかこうとかという前提ではなくて、そういう恐れがあるときに早く避難や警戒をとれる体制だけを築いてくださいと、こういう区域なのです。

ですから、もうそれは万が一が1万分の1だかそれは別にいたしまして、想定外なんてことはそれはあるかもわかりません。それは私もわかりません。わかりませんが、これがだつて500ミリリットルの雨が、もし1,000ミリも降ればそれはどうだかわかりません。だけれども、通常想定をしている中でさっき触れましたように、今回も時間500ミリなんていう雨は今まであったことがないということですが、これがあったわけです。あったわけですから河川だってみんな同じです。百年に一度の確率とか。ですから、今度はこの雨を受けてそれが五百年になるのか千年になるのかわかりませんが、だけれどもそういう形で整備はなかなかしていけません。100分の1とかですね。

そういうことですから、議員のようなお考えになりますと、もう地震ということを考えればどこへも住めないということになる。そういうことではない。そういうことと警戒区域を同一視していただければ、ちょっと付近の皆さん方も非常にこれは迷惑です。これは大変な迷惑ですので、考え方をそこはちょっと改めていただきたいと私は思っております。ですので、心配はしていないということだけ申し上げておきます。

笠原喜一郎君 2 24年度予算を問う

私はやはりこの判断というのは間違いだろうというふうに思っています。そこに住んでいる人たちが、それは住んでいた後に指定をされた部分ですから、それはもうどうしようもないことなのです。しかし、指定をされて想定をされてそれでもそこにいると、建てようとか、あるいはそのことを大丈夫だろうと。多分大丈夫だろうという姿勢というのは、私は行政の取るべき態度ではないというふうに思う。原発の被災をしたときに、アメリカは80キロの避難をしました。最悪の状態を想定して対処したわけでありまして。行政の姿勢というのは、私はそういう姿勢であるべきだというふうに思っています。そういうことを申し述べて質問を終わります。

市長 2 24年度予算を問う

当然ですけれども、議員おっしゃったようにいろいろなことは想定します。しかし、これはそういうことを想定しろという区域ではない。よくおわかりでしょうか。いいですか、情報伝達警戒避難体制の整備だけはしていただきたいということですか。そして、住んでいたからいいやという話は、それはちょっとおかしいと思うのです。そうでなくて、住んでいたのだからいいやということではなくて、住んでいる皆さん方が例えばこれからもそういうことにならないように、これはまた行政がやっていかなければならないわけでありまして。いわゆる防災です。減災もありましようけれども。いざ起きたときにどういう、起きないよ

うに　ここに堰堤がいっぱい入っていて危険だなんて言う方もいますけれども、それは全部災害を防ぐためにやっていることです。人間の考えたことと自然とはちょっと違うときがありますので、それを越えた部分が例えば出ればそれはわかりません。わかりませんが、そういうことがやはり我々は必要だと思うのです。

今の運動公園はテニスコートもある。あの部分はほとんどが入っているのですね。これはわかって危険だから撤去しましょうなんてことになりませんよ。だから、皆さん方、同じ事をおっしゃっている。そこに野球場も例えばいじらなくてもあそこにあるわけです。どうしますか。そこへ行って皆さんあれ危険だからあそこへ行くなとか、そこでやるなとかと言うのですか。そういうことではないでしょう。

ですから、議員がおっしゃることはおっしゃることとして、私たちはそれが危険区域に建てる、そしていざいつか災害が起きるかもわからないなんてことは全く私は考えていない。そういうときに警戒、いわゆる情報の伝達もそしてそこへ避難していただくためにも、そういう部分も含めて庁内で協議をした結果そういうことでありますので、これは平行線ということになりましょうか。これ以上は申し上げませんが、そういうつもりでありますので、混同して考えないようにひとつそれだけはお願い申し上げます。

議　　長　　休憩といたします。休憩後の開会は11時20分といたします。

(午前11時02分)

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

議　　長　　議席番号20番・牛木芳雄君から家事都合のため午後3時まで中退の届出が出ておりますのでこれを許します。

議　　長　　質問順位19番、議席番号4番・塩谷寿雄君。

塩谷寿雄君　一般質問に入る前に、私も昨年の3月11日午前中に、議長の誕生日3月11日でお祝い申し上げて一般質問終えた後に、ああいった東日本大震災ということが起きました。死者、行方不明者合わせて1万9,009人という、本当にお亡くなりになった方のご冥福をお祈りすることと、それと行方不明者のいち早い発見というのを祈っておりますし福島ふるさとの復興ということを祈っております。

2月18日に雪譜まつりで水行を行いました。また3月3日に浦佐の裸押し合い大祭で水行を行いました。いろいろなことを思い水行をしました。大和の議員の皆様には3月3日大変お世話になりました。一般質問に入らせていただきます。

1 学校教育について

インフルエンザが毎年流行するが、予防策として1073R1ヨーグルトを学校給食に取り入れるべきだと思うがいかがという質問です。3学期になりますと年度の締めということで、いろいろな思い出をつくる小学生、中学生、子どもたちがいる中で、また中学生にいたっては受験を控えていましたり、また小学校6年生であれば卒業とまた新しい中学入学というような日々があるわけです。そういった中でインフルエンザが本当に猛威を奮って学校に

行けない、また感染をするということがあります。

学校給食の牛乳は47円程度の料金で今配布されていますが、R1ヨーグルト使ったとき、これは小売価格が132円という品物でございます。そういった中で安くない品物なのですが、子どもたちがインフルエンザにかかりにくい、かかりづらい、そういったことでこの品物を取り入れるべきではないかと私は考えます。市長の見解、また教育長の見解を聞きたいと思います。

2番目です。小学校の学業や運動の成績に順位を付けることも教育上必要であると思うが、いかがお考えかということでございます。今は運動会に至りましては、だいぶ順位を付けるようにまたなってきたみたいではございますが、一時期はイメージ的に順位が付かなかったような時期もあるふうな感覚でいます。

また、学業ですと我々の小学校のときは5段階評価で小学校は行っていました。今、小学校は、やや、もう少し、良い、大変良いというような言葉の評価で、丸でこう示されております。やや、もう少し、本当にもう少しなのか、まるっきりだめなのか。はっきり言ってよくわからない評価だと私は思います。中学校に行けば通信簿、点で評価をされるということがあります。本当に小学生ではそういったいろいろなことが今教育上の中であることによって、身の丈を自分で小学校のうちから決めてしまったり、あきらめること、また悔しがらなくなる子が多いのではないかと思います。

そういった中でしっかり順位を付けてやる、そういうことも教育の一環で大人になれば当然順位になるわけですし、言葉だけではない評価も出てくるわけでありまして。本当一番はやはり子どもが悔しがるとということが俺は大切だと思いますが、その点をお伺いいたします。

2 スキー産業について

2番目に移ります。スキー産業についてですけれども、これは多くの民間会社関わっていることなので、余り議会で・・・一存ではいけないのかもしれませんが、その中の1項目目の大人のスキーリフトシーズン券の発行はできないかということでございます。

大人のスキーシーズン券発行、我が市で行っているのは、子ども、小中学生のお子さんが買われたときにその保護者の方がリフト券を買えるということ。保護者の方1名ですと3万円、2名ですと2名目の方は1万5,000円で買えるということになっております。その人数が今221名いるそうではございますが、今、本当にスキーのこの産業に必要なのは

高いシーズン券というのは買う人がいないと思います。湯沢町さんですと4万5,000円の大人のシーズン券を出しているそうです。今年10日ぐらい前に聞いたときですと50名の方がその券を買われているそうではございます。また、野沢温泉にある野沢の方の村では、水曜日が村民が無料の日だそうではございます。高ければ買わない。その価値はいかがなものかとは思いますが、今、本当にスキー産業で、安くても私が思うには大人のシーズン券1万5,000円、これで人数を増やして底上げをしていかなければいけないと思います。いろいろな交渉の仕方が、リフトの会社との、スキー場会社との話し合いであると思います。うちの市はどういうふうに産業振興部長がその会議で言っているのかわかりませんが、どう

いうふうに話しているのか。また、どういうことをすればそれが実現可能になって、低迷のスキー産業を盛り上げていくことができるか、市長に聞きたいと思います。

次の2の項目に移ります。激安の新幹線プラスリフト券パックがあるが、市民にも新幹線運賃の軽減策を講じる考えはないかということです。特定日ではございますが、東京往復リフト券付きで6,700円という激安のパックがあります。我々がもし湯沢駅から東京駅まで往復で新幹線に乗りますと約1万2,000円かかるわけですがけれども、リフト券を踏まえた上でも6,700円。すごく安いなと思います。

そういった中で公共交通という面で新幹線があるわけですがけれども、安いパックをしているのは悪いことではない、いいことだと思います。そうやって都会の方から新幹線に乗っていただいてきていただく。いいことだと思いますが、地域に対しても公共交通運賃ということで、スキーシーズンに我々も東京に行くときに割引が効くのか。また、スキーシーズン以外に割引が効くのか。昔はS切符という券がございました。これは普通に誰でも使えた券ですがけれども、非常に安い4割減ぐらいで出ている券だと伺っております。そういったことで我が市でも、株主であったり副市長が特別の役員になっているわけですので、その辺を訴えていただきたいと私は思いますが見解を聞きます。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

市長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 学校教育について

1点目の学校教育のインフルエンザの関係と、成績に順位をつけることについては、教育長に答弁させますのでよろしくお願いたします。

2 スキー産業について

スキーリフト券についてであります。議員ご承知のように今、小中学生を対象にした2,000円の補助はっております。一般用の共通シーズン券が発行されていないということでもあります。理由といたしますと、合併前には旧塩沢町でこのシーズン券がありましたけれども、一部の購入者の不正使用こういうことの中から、スキー場協議会 今ご存じのようにスキー場協議会でこれをやっているわけですがけれども スキー場協議会では一般市民向けの共通シーズン券は発行しないと。そういうことから合併後もずっとそういう状況であります。

今までもそれぞれのスキー場はお客様の囲い込みとか、シーズン前の資金調達、こういうこともあって独自でシーズン券を発売していたのですがけれども、その取扱いが非常に難しい、分ける部分がございますね。そういうことがあって共通シーズン券が今廃止をされています。各スキー場ごとの価格差の問題もあります。これもなかなか合意できない原因の一つだというふうに伺っております。

我々は今、議員おっしゃったように共通シーズン券一般向けのこれをぜひやっていただきたいと、毎年スキー場協議会の中でお願しておりますけれども、今申しあげましたように協議会からの承諾は得られていません。これからも働きかけはしていきたいと思っております。

すけれども、なかなか難しい。そして今、発行しております共通シーズン券といいますか、子ども向け用のですね、これももし不正使用が発覚すれば、これはもう即止めるという方向が出るのではないかと考えておりますので、その辺がどう解決できるかということが一番大きな問題であります。市としてはやりたいという方向で毎年協議はしております。

新幹線運賃の軽減策。これはなかなか、今これも議員おっしゃっていただいた国鉄時代に、スキー切符に代表される企画切符を相当販売しておりましたけれども、これも企画切符の見直しによって整理されて今はほとんどなくなっております。今のところ週末割引制度あるいは季節限定、TYOというのがあるそうですね。それからインターネット販売、これらの企画切符を利用させていただくよりほかになくて、私たちの市民、南魚沼市民が、新幹線の割引ということは、これはなかなか今の状況の中では、言い出しもできませんし、言っても通ることではないなという気がしております。難しい問題でありまして、今のところ実現できる可能性はゼロというふうにしかなお答えできませんので、何かいい知恵があったらお貸してください。以上であります。

教 育 長 1 学校教育について

それでは教育に関する部分について2点答弁を申し上げます。まず1点目のインフルエンザの予防のためのヨーグルトの件であります。議員からご指摘ありましたように、今学校給食で出しております牛乳が1本40円です。そしてこのヨーグルトは市販価格で132円だそうではありますが、学校で採用するとすれば多少安くしていただいて100円くらいになるのかなということでもありますけれども、しかし1食当たりの価格差が60円となりますと、それをそっくり給食費を値上げしないと対応できないということでもありますし、それからこのヨーグルトを食べ続けなければインフルエンザの予防効果が期待できないのかといいますと、ご承知のとおりでありまして予防ワクチンがあります。これですと子どもは2回接種を受ける必要がありますが、それにしても3,400円で受けられます。

恐らく議員もきっとお調べになったと思いますが、小中学生のインフルエンザにかかる人数を学年ごとに見たりしますと、中学3年生はかなり低いので、受験を意識してワクチンの予防接種を受けている方が多いのではないかなと、こんなふうに想像もするところがあります。

それで、学校給食がかつてスタートした時点では、栄養の補給というふうな観点でスタートをしたわけではありますが、現在はどちらかといいますといわゆる食育指導というふうな観点から学校給食は実施されております。また、現在の給食単価でありまして、なかなか給食費の納入が苦しいというそういった世帯も現実にありますので、その辺のことも考えますと1食当たり60円の値上げで学校給食でヨーグルトを食べさせるというのは、今の段階ではちょっと難しいかなとこんなふうに思っております。

ただ、私もインターネットで調べただけではありますが、確かに免疫力の強化には効果があるということだそうでもありますので、予防接種を選ばれるかヨーグルトを食べる方を選ぶかはそれぞれの保護者の判断にお任せをしたいなと、こんなふうに考えております。

二つ目の質問でございますが、小学校の学業や運動の成績に順位を付けるということでありまして、ちょっと長くなりますが、かつては私どもの時代のいわゆる成績というのは、通知表で5、4、3、2、1とこう並びまして、高校のときにはもうはっきりお前何番目だというふうな数字まで出ていたわけでありまして、ここにちょっと、1980年頃、日本人は他人のまねをするのは上手だけれども、独創性に欠けるというふうな指摘を財界等からも受けるようになりまして、そして受験競争ということに否定的な見解が広まったわけでありまして、結果として今でも過度な受験競争というのは解消されていませんから、これは何も解決にならなかったと思っておりますけれども、そういう状況を受けましていわゆるゆとり教育というのが始まりました。1980年度、1992年度、2002年度のおよそ10年ごとに行われた学習指導要領の改訂でゆとり教育という言葉が生まれまして、これが始まりました。

そして2002年度の学習指導要領の全面改訂が行われたときに、それまでの相対評価から絶対評価というふうに学業等の評価の物差しが変わったのであります。相対評価といえますのは私どもが受けた評価の仕方でありまして、ですから、成績に応じて上から何パーセントが5でその下が4で3で2で1でとこういうのであります。絶対評価に切り替わったことによってご指摘がありましたように、小学校では3段階の評価、中学校で5段階ということになったのであります。

それで絶対評価になったがために、例えば掛け算、九九が言えるという一つの目標を立てたとしますと、これを完璧に達成すれば5、80パーセント以上が言えれば4というふうな形の評価になりまして、しかも算数であれば算数の中に掛け算、九九が言えるとか、そのほかにもいろいろな目標を立てて、大体四つか五つぐらいの目標を立ててやっていますので、評価としてはよくできたとか、もう少しだとかというふうな言葉の評価になってしまったわけでありまして。

絶対評価の長所も実はありまして、例えば優秀な子どもたちだけの集団に入った場合でも、みんなが頑張ればみんなが5をとるということも理論的には起こり得るわけでありまして。そういう意味ではいいところもあるのですが、欠点としましては議員ご指摘のように順位がわからない。何だかもう少し頑張ればもっとよくなるというふうなことは書いてもらってあるけれども、自分は本当に何段階にいるのだろうかとか、もう少し上にいるのだろうかとか、そういったことがわからないという欠点があります。

また、いわゆる誤った平等主義というふうなことが全国的に批判されるようになりました。例えばこれも議員がご指摘のとおりであります。幼稚園等の運動会でゴールが近くなるとみんなで手をつないで一緒にゴールするというふうなことが現実によそではありまして、このことがテレビ等々で報道されまして、批判が巻き起こったところでありまして。しかしながら、私どもの市内ではそのような運営をしているところはありませんし、恐らく過去にもなかったのではないかなど、これは想像ですけれどもそんなふうには思っております。

今ほど申し上げたようにゆとり教育の中で、相対評価から絶対評価へというふうに評価の

仕方が変わったのでありますが、ここにきてまたおわかりのとおりであります、ゆとり教育の対する批判が一気に高まりまして、小学校で23年度から中学校で24年度から新しい学習指導要領に基づく事業が展開されます。大ざっぱに申し上げますと指導内容が3割増えるという改定でありましたので、子どもたちも教職員も大変なのだろうと思っております。ただ、相対評価から絶対評価への切替えがされましたけれども、このことについての今回の指導要領の改訂はこのことには全く触れていませんので、絶対評価でいくことになるかと思っております。

ただ、どんな評価の方法にも長所があれば短所もあるわけでありまして、一つの評価方法だけで偏っているということは非常に具合が悪いことがありますので、それで現在でもそうではありますが、小学校中学校ともNRTというふうなテスト、これは全国の中で相対的に自分がどの辺にいるかということの結果として示すわけではありますが、そういったテストですとか、あるいは昨年からだと思いましたが新潟県独自のインターネット配布の学力テストというふうなことも併せて取り入れることによって、例えば全国ではどの辺にいるかとか、あるいは県内でどの辺にいるかとかそういったことが、学校としても子どもにもわかるようなそういう評価も入っておりますので、議員ご指摘のようにもうちょっと頑張ればとか、あるいは悔しいというそういった気持ちも成長の段階では大切だと思いますので、多面的な評価によってそういった部分も補っていきたいこのように考えております。以上であります。

塩谷寿雄君 1 学校教育について

インフルエンザのヨーグルトについてから再質問させていただきます。教育長言われたように小売で132円のヨーグルトが学校で買うと100円になるのかなと、私もそれくらいだと思っておりました。保護者負担もやむを得ないのかなと教育長の言い方ですけれども、本当にこれ保護者の方でも、取り入れていただきたいなという方が結構多かったです。話してみたときに、それで保護者負担でも実験的にやってみるのもどういう評価が出るかいいのではないかということも、結構そういうような評価が多かったです。

それと本当に佐賀県の有田町、山形の舟形町、二つのところで実験を行ったわけですが、非常に感染が少なく済んだというデータが出ていますし、一番はお金の問題ではないのですよね。この品物が不足をしていると、これがいったんメディアに出てから、7倍ぐらいの売上げをいっているらしいです。今年インフルエンザにかかった全国民で200数十万人と言われてはいますが、そういった中でこの商品というのは一日に50万個しかできないそうです。全然発注が追いつかないそうです。その企業に伺ったところ秋までには100万個作れるようなラインを考えていきたいということを言っていましたけれども、この品物が入らないことが一番の問題点です。

これに取り組む、取り組まないというのは、個々には余り買えない商品ということは思っていたきたいのと、学校でやるということが集団のところなので、これはぜひ今も言ったように保護者負担も判断するのも行政の一つだと思いますけれども、そういった中でどういうお考えか再度聞きたいと思っております。

教 育 長 1 学校教育について

個々には手に入りにくい商品であるということは、正直知らなかったことでありますので、また考え直してみなければいけないかなとも思いますが、恐らく牛乳の場合もアレルギー等々でこれを使えないという子どももいるのかなと。ヨーグルトにつきましても、そういった心配がないとは言えないのかなというふうな気持ちもあります。

一方、議員からご指摘を受けますと、確かにインフルエンザにかからずに病院に行かなくて済めば、市としては医療費の負担というふうな部分もあるのかなとか、いろいろ考えるところありますので、もう少し考えてみたいと思います。ですので、いろいろな方法があるかもしれませんが、この点についてはもう少し考えさせていただきたいと思います。今すぐには難しいなとこんなふうにと考えるとあります。

塩谷寿雄君 1 学校教育について

多分この3月議会、2月議会と各自治体でやっていると思います。かなりの自治体で多分一般質問でやっているところあるというふうにはありますし、新潟県で業者と話してもしこれを取り入れるとなったら、今誰か手を挙げていますかと聞きました。まだ新潟県では私が一番だったみたいで、それだけはもし、取り入れるようになった場合はよろしく願いますということで強く言っていたので、ぜひ研究してみてください。これは本当子どもにとって大切なことだと思うので研究してほしいと思います。一番については以上で終わります。

2番に移らせていただきます。いろいろ教育長の見解もわかりました。算数とかそういう評価でいろいろ分けていた。今はすごく学習発表会ですか、低学年のやつを見に行ったりすると、答えの出し方をいろいろな通りで「それもあるね」「これもあるね」なんていうふうに教えているわけです。算数でこの教え方だと子どもは迷うなと私は率直に思ったわけです。具体的に今ここでは言いませんけれども、すごく教え方が「いいね」「いいね」という、子どもの「それもあるね」という先生のやり方が、本当にいかなものなのかなと思います。順位、成績、運動にもあれですけども、しっかり悔しがってほしいのです。子どもにもっと上を目指して、高みを目指してもらいたい。

大人になったら、子どものうちだから許されることかもしれないですけども、甘くないので、そうやって悔しがる子にできればもっと多くなってもらいたい。今は少ないと私は思っているのですけれども、そういう教育よりももっとそうやっていただければ。本当にゆとりというのが入って、我々の昔の人はもうちょっと根性がいろいろな面でもあったのかなとも思います。何かしらに、働くこともそうでしょうけれども、しがみついても働くという人が多かったのかなと思います。そういったことがやはり小さい子の教育の基本だと思いますので、こちらの方もいろいろ考えていただきたいと思います。答弁があればいただきたいと思います。

教 育 長 1 学校教育について

ご指摘のようなことは私も感じました。どういうことかといいますと、もう何年も前から

であります、それぞれ中学校区の中の中学校の先生と小学校の先生が一堂に会して、例えば小学校の授業を見たり、中学校の授業を見たりしているわけですが、そういう中で最初の頃どこでも耳にした中学校の先生から出た指摘が、今議員からのお話のあったような部分であります。

中学校ではどっちかという昔のようにこの計算はこういうふうにするのだというふうな教え方が主流であります。だけれども、そのほかにその問題を解く方法はないのかといういろいろなあるわけでありまして、小学校の方はいろいろな考え方がある、いろいろな解き方があるという方に目が向いているところであります。これもゆとり教育の さっき新しい学習指導要領で約3割増えると言いましたが、逆にいえば今までのゆとり教育の中でその前よりは約2～3割減らしたわけでありまして、そのためにいろいろな解き方とか考え方とかということを考えさせる時間ができた。中学校は受験を意識していますので、とにかく膨大な教科書を全部教えてしまわなければいけないというふうなこともあって、なかなかそうならなかったということでもあります。

そんなふうなこともありまして、私としまして、もし時間的にゆとりがあって、いろいろな考え方でいろいろな解き方がある、それをその子どもたちが自分で気がついて進んでいって、最後学年末で全部終わっているというふうな運びであれば、そのように進めたいと思いますが、なかなかそうならないとすれば残念ながらどこかで少しずつはしりながらでも、学年末にいったら全部終わっているというふうな方向に持って行っていただかないと困るなど、こんなふうにも思っております。

今、申し上げましたように小学校で特に低学年でやっている教え方というか気づかせるといいですか、そういった取り組みも私は大事なことだというふうに思っております。

塩谷寿雄君 1 学校教育について

教育が一番大事なのでよろしくお願いしたいと思います。

2 スキー産業について

2番目に移らせていただきます。我が市では今、割引券を全戸に4枚の券を一日券の3割引きですかの券をやっているわけですが、そういった中で2万526件掛ける4枚なので8万2,104件となるのですけれども、これの3割引きのうちの2が市補助で1割が多分スキー場補助だったと思います。これを全部使うとなると6,240万円ぐらいかかるのです。全員がもし使った場合だと。ここで市の補助は求めるか求めないかといったらちょっと違うかもしれないのですけれども、もし、使った場合これぐらい市が負担しなければいけないということです。全部使った場合は、

ですけれども、私が言いたいのはそうではなく、市長がおっしゃっていた偽造があってこういうふうになった経緯があったり、すごくスキー場の関係者が不正というものに対して懸念を持っているということは承知しておりますけれども、本当に小さな 小さななんていい方もおかしいのですけれども 不正よりも我が地元がやはりスキーを滑ることがスキー産業には必要です。

今、保護者が買われているのは221枚ですか、けれども、本当に一般の方も不正をする方がどれくらいいるかなんてことはちょっとおかしな質問になるかもしれないのですけれども、そうではなくもっと地元が滑る。地元を例えばこの221人を2,210人にするぐらいの改革を、スキー改革ですねこれ、地元でまたスキーをブームにするという。前も私言いましたけれども、子どもたちがまた育てって行って宣伝マンになってくれるわけです。これをまた大人が支えて地元で滑って、また交流。行くだけでご飯を食べたりするだけで落ちるお金というのはかなりあると思います。

そういった中で例えば交渉の中で1万5,000円にしたときに、2,000人買うと3,000万円ですか、そういう交渉ができるのか。どういう交渉をしたらいいかわかりませんが、そういう交渉をするべきではないかなと思いますけれども、市長のお考えを聞きます。

市長 2 スキー産業について

どういう交渉をすればということまでまだ至っていません。要はだめだと。スキー場の経営と索道の経営と違うところも大変あるのです。スキー場の皆さんやはり人が大勢来てもらいたいものですから何とかと、索道事業者がだめだと、こういうことであります。そこが非常に難しい。じゃあ、いくらでも市が何千万円でも持ち出すかといわれれば、それはなかなかそこまではいかないと思います。例えば一般市民向けのもを出したとして、どの程度利用者があるかというものを、別にそれを計ったこともありませんので今の子どもたちが使っている部分から推計すればいいのしょうけれども。そこで、リフト会社に今の割合でいいのか、とてもそれではだめだから市がもっと何とかしろということになるのか。その辺もちょっとわかりません。

ただ、去年は何回も申し上げておりますように、レルヒさんの関係もあったり、県もあげて宣伝活動をやったということの中で、非常に共通リフト券を使った方が多くて、当初予定していた金額のうすら倍近くなったのです。事業者の方でとてもこれは負担ができないということで、その部分は全部市が負担をさせていただいて、去年はそういうことになったということでもあります。その辺の見込みもちょっとわかりませんが、まずは索道事業者の皆さんが、条件とかは別にしてとにかく受け入れる方向で検討しようではないか、ということになっていただかないとなかなか前へ進めない。

毎年お願いをしているという状況でありますので、また改めてお話は申し上げるつもりでありますけれども、どういう答えが出るかちょっとわかりませんので、確たるご返答ができなくてすみませんがよろしくお願いたします。

塩谷寿雄君 2 スキー産業について

わかりました。でも、本当にこれ全部使ったら6,240万円という市では覚悟があるわけですので、強く訴えていていただきたいと思ひますし、それをすることが我が市の力となります。スキー産業の力となりますので、よろしくお願してこの質問を終わりにしたいと思ひます。

2番に移らせていただきます。これも本当に市長が言われたように難しい、絶対無理だという答弁でしたので、絶対無理を何とかするのが、我々がやらなければいけないのですね。市長も絶対無理だと言わず、ちょっとやはり可能性は残したような答弁が欲しいですし、我々はまた市民の代表なので、またこれを言う部分があります。そのゼロの可能性をなくした答弁だけいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

市長 2 スキー産業について

ゼロということを申し上げたのではないです。なかなか難しくていい知恵が浮かばないと。何かありましたらひとつお知恵を拝借したいということをお願いした。現実的に考えますと、難しいのです。それはJRに全部市が負担すれば南魚沼市民だから半額だという全部市が負担すれば、JRはすぐにやりますよ。それではいくらなんでも、新幹線の利用する人にはそれだけ、あとの人は何も無いというのはそれは余りにも不公平ですし、そういうところをどう解決ができるのか、改めて申し上げますけれども、いい知恵がございましたら拝借したいのでまた後でお知らせください。ゼロだということは申し上げておりません。

塩谷寿雄君 2 スキー産業について

我々も頑張りますので、市としても頑張って一緒に取り組んでいきましょう。よろしく願います。終わります。

議長 昼食のため休憩といたします。休憩後の開会は1時05分としますのでよろしく願います。

(午前12時00分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時05分)

議長 質問順位20番、議席番号8番・山田 勝君。

山田 勝君 合併後7年を経たの検証を

一般質問を許されましたので、これから1点につき。合併後7年を経たの検証をということ、テーマが非常に難しいという先輩議員から言葉をいただきました。なるべく簡単にストレートに質疑を行いたいと思います。

人口の減少や少子高齢化など社会情勢の変化への対応をするため、そして基礎自治体として地方分権を担うためということで、行財政基盤の形成をするためとして国の指導の下に平成11年から全国でいわゆる平成の大合併が推進されたわけであり、合併特例債という特別支援制度を導入し、全国的に合併が進みました。1999年3月時点で3,232あった市町村が昨年4月の数では1,724と、市町村数が半分になるほどの合併が進んだわけであり、

平成の大合併後、合併効果についてのアンケート調査など、そういったものが幾つか公表されています。各新聞社・社団法人日本経営協会・全国町村会、最近では総務省。総務省によりますと平成の合併について一昨年の3月に公表されています。そして新潟県も一昨年の調査です新潟県新潟県民調査についての集計結果というものをまとめて、昨年の5月にこれはやはり公表されています。

これらいずれの調査結果におきましても、効果や問題点それから課題として大体同様のことが述べられているわけです。効果としては住民サービス提供の充実、行財政の効率化、広域的なまちづくりができた。問題点、課題としましては周辺部の活力低下、住民サービスの低下やそういった声が行政に届かないと、そういった問題が上げられています。合併の効果検証に10年程度の期間が必要とも言われることがあります。逆に国や世界の経済情勢それから社会情勢、そういったものの外的要因が影響する前に4～5年の短期のうちに検証すべきなどといった意見もあるわけです。

いずれにしましても必要と判断した時点で、その検証結果を有効に活用して合併の効果を最大限に引き出すということが必要と思われるわけです。新市、南魚沼市も平成16年11月に六日町・大和の合併がなされ、翌年塩沢町との合併がなされたわけであります。やはり合併前には市民の中には賛成反対、多くの意見がありました。合併には多くの期待と不安がありました。いずれにしましても合併を選択してその後7年が経過し、今日に至るわけですが、新市まちづくり計画の下、総合計画にのっとり計画的にまちづくりが進められている中で、「天地人」などの特別事業も入り、また縦断駅伝や市民まつりなど市民融和のための事業もなされ、新市として多くのそして大きな変化を生みつつ今日に至っております。

財政面につきましても昨年、財政健全化5年の実施を終了し、その結果を公表しました。その成果につきましてもは103パーセントの達成となり、大きな意義があったと報告されています。これには行政・市民ともに大きな努力があった成果と私も評価したいと思います。また、子ども・若者育成支援センターのように専門性を持った職員の配置ができ、地域に多大な貢献をしている部署もあるわけであります。

ただしかし、行政と市民間の連帯感の弱まり、安心感の低下は現実としてあるように私は思っております。合併効果として全体で見た場合の評価は、行政側の評価と市民サイドからではときとして食い違います。市民側から最悪な意見とすれば合併して悪くなった。良くなったとは思わない、どちらともわからない、などがあります。数量的・分析的な意見というよりも感覚的な意見であります。またさらに良くなったといった好意的な意見よりも否定的な意見の方が、耳に届きやすいということはこれは事実だと私も考えています。市民全てに満足をしていただくということは不可能だと考えています。私も合併の弊害といいますが、改善すべきところがあるのではないかとこのように考えております。

平成21年7月には南魚沼市市民アンケートが実施され報告されました。詳細に分析してあり興味深く、市民の方々の感覚を知ることができます。平成21年ですので合併後まだ短く、しかし、効果や問題点を探るには大きな意味がある事業だったと思っております。合併による効果や影響は多方面にわたります。アンケート調査から3年が経ち、市政執行においてどのような対応が進められ、現在では分析と今後の南魚沼市の進む方向について、どのように判断され進めていくのか伺いたいと思っております。

(1) 広域的なまちづくりの進捗と効果は、旧3町の市民融和はどのように考えるか。(2) 行政能力と財政基盤における効果はどうであったか。(3) 地域活性化、周辺部活性化にどのよ

うな効果があったか。(4) 行政の効率化で市民と行政の一体感、信頼感はいかがでしょう。

以上4点、壇上から一般質問をさせていただきます。終わります。

市長 合併後7年を経ての検証を

山田議員の質問にお答え申し上げます。合併後7年を経ての検証でありまして、まずはまちづくりの進捗、効果、旧3町の市民融和ということであります。議員もご承知のとおり私は塩沢町が合併をしていただいたときに、合併後の大和、六日町、塩沢この地域の位置づけはということで、大和地域には医療・福祉そして教育関係、六日町地域は政治・経済・行政、塩沢地域はスポーツと観光を柱にということで申し上げ、議会の皆さん方からもご理解いただいて、そういう大枠で今日まで進んでまいりました。

具体的な事業は大和地域、これは基幹病院の建設を最大の柱にして、ようやくその歩が始まったといえますか緒に就いたところでありますし、六日町地域は行政機能の集約ということで昨年9月に本庁舎への完全移行、そして図書館の建設が今スケジュールにのってきたところであります。塩沢地域はもうスキー関係の観光というのはこれはもう言うに及ばずでありますけれども、大原運動公園が今年から入りますし、それから今泉博物館の道の駅化、いわゆる観光情報も含めた情報の発信基地・受信基地ということで今整備を着々と進めているところであります。

合併によりまして行政も各町単位で行ってまいりました施策を整理統合して、広域的な視点に立って行政サービスを行うことが可能になりました。特にこの観光行政、社会教育行政、これらは住民サービスの質は向上したものだというふうに思っております。

また、旧3町の市民融和ということでもあります。それぞれの町の長い歴史と気質、こういうことがある中で、それぞれの良さを生かしながら交流を深め自然と融和していくものだと考えております。昭和の大合併の際に、昭和30年当初でありますけれども合併をして、私は六日町でしたので六日町はまだですね、悪い意味でなくて、五十沢、城内、大巻、六日町というその気質や粹的な部分は残っております。これを全部払拭しろということは非常に難しいことでもありますので、それぞれがその地域にやはり誇りや愛着を持ちながらそれをどうお互いと融和させていくかということが大事なことだと思っております。

そのような中で議員おっしゃっていただいたように、平成21年の大河ドラマ「天地人」これは非常に良いきっかけでありました。南魚沼市全体が上杉景勝公・直江兼続公の生誕地ということで。もし、これが合併していなければ前にも申し上げましたが、景勝公は塩沢だ六日町だと大論争になったことだと思いますけれども、これはいわゆる南魚沼市ということで非常にきっかけとしては良かった。しかも、大和地域にも普光寺を始めとする上杉家関連の何ていいますか、そういう歴史的な部分も大変ありましたので本当に良かったと思っております。まずは本当に南魚沼 この地域の生い立ち、生い立ちではありませんけれども、まあこういうことを歴史文化の中で共有できたということでありました。

これがきっかけとなって地域の皆さんが、新たな発想による地域活性化を考えながら活動していただいております。非常にありがたいし喜ばしいことだと思っております。これからもこ

という活動を支援しながら、総合計画の基本構想の中に掲げております「自然・人・産業の和で築く 安心の町」この実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

改善すべき点という部分については、どういうご指摘をいただくかは別にいたしまして、すべき点があればそれはしていかなければならないと思っております。今これから申し上げます行政能力・財政基盤における効果を含めて3点申し上げますけれども、合併後の行政能力の効果についてであります。行政能力を向上させて多様化、複雑化する多くの行政課題に柔軟かつ迅速に対応できるようにそれに向かって試行錯誤をしながら今努めているところでありますし、この行政能力を高めていくために組織機能の再編を行いました。ご承知のように部制の導入、あるいは水道事業管理者、病院事業管理者の設置を行って、これはいわゆる迅速化を図るという部分です。それによりまして今ほど触れましたように方針決定が早くなっておりますし、以前に比べてスピーディな事務処理を行うことができていると思っております。

また、職員全員がやはり旧町時代のそれぞれの優れた行政能力を共有し合うことによりまして、住民ニーズへの対応能力も格段に、私は向上してきていると感じております。平成22年度から職員一人一人の能力を高めるために人事考課制度を導入しております。これからもさらに行財政改革、職員の意識改革、事務の効率化を進めて住民サービスの向上を図っていききたいと思っております。

財政基盤の効果についてでありますけれども、合併に至る経過といたしまして国の地方財政政策の転換と地方税の減収、こういうことによりまして合併前の各町の財政状況は将来的に非常に厳しいものであります。これはご承知のことかと思えます。現行の行政水準の維持するために合併によるスケールメリットを生かして、効率的な財政運営を行うことが強く求められておったわけでありましてけれども、合併に当たってはこれもスローガンのいいですか、こういうことをということで申し上げたのですけれども、住民への行政サービスは手厚く、負担は軽く、こういう方針で調整を行わせていただきました。

合併後は特例債を始め、県の合併交付金あるいは合併補助金、こういう有利な財源を確保して新市の一体化とサービスの均衡化に事業を進めてきております。実際に福祉・教育の分野で単町では対応しきれないサービスの充実や規模の大きな事業も実施できていることはご承知のことかと思えます。

また、市政施行によりまして新規業務の増加、あるいは合併直後の中越大震災や豪雪、こういう影響もありまして、先ほど議員おっしゃっていただきました財政の健全化が急務となりました。18年から財政健全化計画を策定して計画を推進してきたところであります。これは特にまた改めて申し上げたいわけでありまして、他の団体、これは南魚沼市が一番最初でありましたけれども、職員給与の3年間5パーセント削減、あるいは議員・特別職の給与手当を削減したことによりまして、大幅に人件費が抑制されました。目標年度では議員おっしゃっていただいたように103パーセント、73億円余りを達成できました。これは非常に大きな効果であったらうと思っております。

これから昨年12月に改訂いたしました行政改革大綱に基づきまして、引き続き行財政改革

は当然でありますけれども推進していきますし、行政能力の向上、財政基盤の安定化を強く進めてまいりたいと思っております。

地域活性化、周辺部活性化にどのような効果があったかということであります。合併前あるいは合併直後、一番皆さん方が不安に思われたのは、周辺部が取り残されやしないか、あるいは行政能力がそこは下がるのではないかと、サービスがですね。こういうご心配が一番ございました。それらを強く意識させていただいて、地域活性化を私は進めてきたと思っております。市民ニーズも非常に多様化しておりますし、周辺地域あるいはそういう地域的な部分でなくても、これはもう市民のニーズあるいは国民のニーズというのは本当に多様化して、そしてまた増大してきているということでもあります。

その中で、平成19年度からでありましたけれども、地域コミュニティ活性化事業の実施を始めさせていただきました。これは全てが行政一辺倒でやるということではないということも理念に掲げまして、地域でできることは地域でということも含めて、実施に踏み切らせていただきました。ご承知のように市内12か所に地区協議会を設置しまして、地域独自の特性を生かして地域主体のまちづくりを進めてもらっております。非常にこのことをよく理解させていただいて、皆さん方からこの地域コミュニティ事業、そして地域コミュニティの活性化に取り組んでいただいていると思っております。

予算配分あるいは要件の見直し、こういうことも随時行っておりますし、予算枠がここ2年くらいは増額しておりませんが、いずれといいますか、私は前々から申し上げておりますように、できれば1地区1,000万円くらいが非常にいいだろうと。1億2,000万円になるわけですが、このくらいまでは何とか枠を広げていきたいという思いであります。

事業費配分でも特に周辺部といいますか、非常に集落の衰退が懸念されております辻又、後山、栃窪、岩之下、清水。栃窪、岩之下は一緒であります。この行政区を含む地区協議会には、特別枠といたしまして金額はそうすごいものでありませんけれども1地区20万円、これを小規模集落加算として基本交付額に上乗せして交付させていただいております。そして、各地域市政懇談会には必ずこの場所は1か所ずつ懇談会を設定させていただいて、とにかく地域の皆さん方に、市長が年に1回か2回くらい顔を出さないというわけにはいきませんし、行かなければやはり不安が増すわけありますので出向いて、そして地域の皆さんと懇談をさせていただいております。独自にやはり地域活性化のために提案する事業、これらについても今それぞれが実施をしていただき始めたところであります。そういう意味から周辺部においても活性化に、私はこの合併は大きく寄与したものだと思っております。

まだまだ周辺部も中心部も含めて、これが不便がないとか、もう100パーセント満足だということに至っていないことはもう十分理解しておりますけれども、直接区民の皆さんとの対話こういうことを通じながら、市内全域で同じ行政サービスや地域の活性化が図れるように今後もまた不断の努力をしていかなければならないと思っております。

行政の効率化で市民と行政の一体感、信頼感とはということでもあります。先ほど申し上げましたように、合併前あるいは合併直後に一番心配されましたことは、中心部だけが良くなる、あ

るいは住民の声が届きにくくなるとういうことでありました。確かに本庁舎方式に移行することによって、いわゆる市役所の本庁舎に来るには大和、塩沢両地域の皆さん方は今までよりそういう面では不便になりました。しかし、今までどおりに各種相談を含む窓口業務、これがきちんとできるように大和と塩沢地域に市民センターを設置しておりますし、地域包括支援センターも各地域に設置しております。

こういうところから合併後も旧町時代とほとんど変わらないというふうに思っておりますが、利用される方になれば変わったという部分もあるかもわかりませんが、そう思われぬように一体感、信頼感を市民の皆様方からも今後とも実感できるように努めていきたいと思っております。

それから平成18年に策定されましたこの第一次総合計画でありますけれども、新市のまちづくりを総合的に、そして効率的に推進して、新市の均衡ある発展ということが大きな目標であります。総合計画に基づきまして今ほど申し上げました事業等実施をしておりますけれども、これは行政側が自己満足に陥るといふことのないように、合併の成果、検証については総合計画の33の基本施策についての満足度調査を行って、市民の皆さんの意識の変化を把握する機会を増やしなが、それぞれ施策にまた反映していかなければならないと思っております。前回は平成21年度に議員おっしゃったように、総合計画の中間見直しの際に実施をさせていただきました。次回は平成24年度、来年度に実施をする予定で準備を進めております。

いずれにいたしましても、これからもまだまだ道のりは長い。これで終わったということはないわけでありますので、市民の皆さんとの信頼関係こういうことを最優先しながら、市政を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご支援とご協力をお願い申し上げます。以上であります。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

それでは何点が伺っていきます。まちづくり、それぞれの地域の特色を生かしたそのまちづくりというのは、私もそのように進んでいるのではないかなと考えております。そして今ほど市長が言われたような事業がどんどん進められることで、それぞれの地域特性を生かしたまち、そして併せて言っていたいただきましたように、どの旧町もが同じ気質になる必要は全然ないわけで、それぞれの特質を生かしたそれぞれの市民であっていいのだと思います。そのまちづくりの方向については現状で私もそれでいいと思います。

(2)のところですが、非常に行政改革を進めて大きな成果を残しているのですが、その財政健全化の中で一番思った以上の効果が現れたのが、多分職員数の削減ではないかなと思っております。それで、非常にその人件費というものが寄与した部分が大きいかなと思っておりますが、今後職員の方の何を懸念するかと言うと、やはり防災のときとか、あと各市民センターにおいて緊急時の対応とか考えると、職員の数が減ってばかりがいいものではない。かえってそういう際には市民に力になってやれないというか、対応ができない場面が出てくるやもしれないといった思いがありますので、職員数の今後の基本的な考え方を伺えればと思います。

市 長 合併後7年を経ての検証を

議員おっしゃったように、いわゆる財政健全化の中で際立って大きく貢献したのは、やはり人件費の削減であります。そういう意味からいたしますと、それが一番そこになぜあれだけ効果が出たというのは、これも議員おっしゃったように3年間の5パーセント削減は当然でありましたけれども、職員数の削減ということでもあります。今、定数管理に基づいて毎年毎年計画的に削減をしているわけでありましてけれども、これから平成24年度から28年までの間に、もう47人削減をする予定であります。そうしますと今あります職員数が968でこれは病院も当然含んでいます。それが921まで削減をする。主には一般職でありますし、あと保育園も公設民営化という部分をこれから実施するのが、六日町と塩沢でもう1地区ありますが、これも若干ありますけれどもそういう部分であります。

そこで、まずは緊急時の対応ということでもあります。昨年の新潟・福島豪雨の際、職員が本当に全職員、必死になって対応していただきました。あれだけの災害でありますので100パーセント満足ができたかといいますか対応できたかと言われると、それはなかなかやはり初期的な部分では混乱といいますか、市民の皆さんにご心配かけたりということはありませんでしたが、総体的には去年の災害については私は非常に職員を大きく評価しております。

やはり、一時的にその避難場所の問題だとか、あるいはいろいろな問題が発生するわけですので、そのときにすぐ即答ができなかったり、あるいは対応ができなかったりということはありませんでしたが、結果としてはそう遅れて対応したわけでもありません。何よりもやはり私も今回学ばせていただきましたが、いわゆるもう現場に出た職員に、責任は全部私の方で取るからとにかくその現場ですぐ対応しなさいと、これを相当実施していただきました。これをいちいち帰って課長に聞いて、あるいは市長に聞いて判断しなければならないなどと言っていれば、これはとても大変だったのですけれども、行政区長さん、あるいはそういう皆さんにもう全部対応します。後の心配はしないでやってくださいと。これをほとんど職員は実行していただいたわけでありまして、これは非常に大きな効果だったと思っております。やはりそういう対応能力といいますか、そういうことをきちんと磨いていけば、今ほど触れました921人という職員体制の中でも十分やっていけると思っております。

ただ、一時的にはやはり職員に過度な負担がかかることはあります。今回の災害対応、その後の査定、これは非常に職員には難儀をかけましたが、それも乗り切って今ようやく、まあまあ平常時の体制にはまだ戻りませんが、戻りつつある。そういうことでもありますので、確かに削減は一人一人にある意味負担は重くなっていくわけでありまして、広くなっていくわけでありまして、それに耐え得る能力、精神力をきちんと養っていける職員にまた育ていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

市長、勘違いされないでください。減らせと言っている意味では全くないですので、逆に去年の水害なんかを考えて振り返ってみると、ものすごく職員の方に負担いただいた。本当に感謝するところで、これからさらにまた40人減らしていくのだなという、逆にでは災害時は大丈夫なんですかと。そういう意味で我々は職員の皆さんの努力に、ものすごく感謝しています。

ですので、行政改革の一端でどんどん、どんどん減らそうという意味ではなくて、何とかこの優秀な職員に可能な限りいていただくことが、市民の安心につながるというそういう意味での市長の方向性なり考えを伺ったところですが、もう一度お願いします。

市長 合併後7年を経ての検証を

私も今そういう方向でお答えしたつもりでありまして、職員数は先ほど言いましたようにもう47人減らしますが、減らしてもなお、相当の有事の際にも対応できる能力と精神力を身につけてもらうように、これからも職員を教育していかなければならないということでありまして。議員おっしゃっていただいたように、非常にやはり大災害とか、それこそ予期せぬ出来事、想定外ということがありますと、想定外というのは大体マニュアルがありませんから、どうしていいかわからないという部分がやはり一時的には発生するわけです。そのときは現場を、地域を一番よくわかっている行政区長さんを始め、あるいは消防団の皆さんを始め、自主防災組織の皆さんを始め、そういう皆さんにとにかくすぐ対応をお願いして任せるということですね。

そういうことをある程度皆が身につけていけば、職員数がこれからあと47人減になっても、私は大丈夫だろうと。ただ、触れましたようにやはり一時的には相当の負担がかかりますので、やはりそれに耐え得る肉体、精神力これは養っていてもらわなければならない。そのための研修等も惜しみなくやっていかなければならない。そういう意味で申し上げたところでありまして、よろしく願いいたします。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

職員については、ではそういうことで大変難儀をかけると思いますが、研修等を通して頑張っていたきたいと思っています。

実はこの通告書を作った直後にある人が私のところに、たまたまこれと関連した相談で来られたので、ちょっと財政とか細かなところには今日はタッチしないで、市民と行政との関係についてだけちょっと進めていきたいと思っています。それで先ほど、県のアンケート調査の結果が出されたと壇上で私は言いましたけれども、その一番結びのところに、市民アンケートの中にも同じようなものが出ています。要するに感覚的に距離が遠くなったとか、そういう不安とか、ある意味寂しさみたいなものもあるのかもしれないのですけれども。そういった点であちこち同じように回答としてある中で、県の結果の最後のまとめのところですが、やはり周辺部がそういう思いがある。これはここに限ったことではなくて、県全体の調査ですし、総務省の調査でも同じような結果が出ています。ただ、ここは言い切れないのですけれども、県の調査の結果でそういう状況が出ていますので、周辺部の現状等について各市町村に認識をしていただいて、合併効果の拡大に向けたさらなる取り組みを促していくということで、県から何かこういう情報が来ていますか。こういう結果が来ていますので、その周辺部について何らかの対策をとりなさいというような、そういった文書はこちらに来ていますか。これは去年の結果ですが。

市長 合併後7年を経ての検証を

そういう趣旨のいわゆるアンケート調査の結果でありますので、そういうことに十分留意を

して、また今後進めていただきたいということは当然でありますけれども全部来ております。私どもの地域としますと、先ほど触れましたように、私は合併後一番心配したのは辻又、後山、清水、栃窪、岩之下この地域でありました。やはり現在といたしますか、合併以前であっても一番庁舎から遠い。そして、特に辻又なんかは冬期間はある意味閉鎖をされていると言っても過言ではないくらいの地域でありましたから、とにかく合併してそういうところが少しでも良くなった、合併したら何とか良くなったということを感じていただけないようであれば、少しばかり皆さんが合併して良かったと言ったとしても、これはだめだという思いでこの地域には自分なりに取り組んできたところであります。

ですので、これで十分ということは申し上げることはありませんけれども、合併をしなればでき得なかった事業、そういうものもそれぞれの地域に考えながらやってまいりました。今年、去年の水害で一番先に現地視察に行ったのは清水集落でありました。やはり一番大変な、いわゆる飲料水も含めて水が全部だめになったとそういう報告でありましたので、ここは一番早く行って安心をしていただくと。そういうことだと思っておりますので、これからまだまだとても100パーセント満足しているなどということではありませんけれども、とにかくこの地域の皆さん方が、やはり合併して良かったのだと思っただくようになれば、これは私は合併はもう大成功であったというふうに今でも思っております。今後とも特別扱いという意味ではなくて、そこまでやはり 言い方は悪いですが、行政サービスの水準を上げてやると。そういうことに努めてまいりたいと思っております。県からは来ております。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

そういった特に私の身近であります後山、辻又は本当によく見ていただいているなどは感じております。冬期間の除雪については、これはちょっと置いておきまして。

それから話をちょっとずらささせていただいて、大和の公民館。平成24年にインターハイ云々、その後平成25年4月からどのような体制になりますか。まだ詳細は決まっていなくても、方向がありましたらお教えください。

市 長 合併後7年を経ての検証を

それでは今、考えているといたしますか、ある程度予定をしている部分については、総務部長の方から事務的に説明をいたしますのでよろしく申し上げます。

総務部長 合併後7年を経ての検証を

今のところまだはっきりということではありませんが、図書館ができたりした中では、大和の地域にある公民館の部分を集合させていきたいというように考えておりますし、それによって今のさわらび、その辺の分については文化振興公社さんの方に指定管理で出していきたい。それによってまたこちらの方はスケールメリットが出てくるだろうというふうに、今のところは考えております。以上です。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

その辺なのですよね。私は議員になる前、だいが前、地域の公民館活動のお手伝いをしている当時、スポーツも一緒だったのですけれども、公民館に行くと公民館長がまあちょっと座っ

てお茶を飲んで行けと。そういうのをやっていただくことで、ああ、もっとでは頑張ろうかなと思ったり、ますます皆と融和をとろうという前向きな気持ちになったのです。ところが、数年前おじゃましたら、何しに来んだというような目で下から見られて、それで終わりだったような。

最近になって行きますと、若い女性職員が一人ぼつんといてあとは空席になっていまして、六日町というか市民センターと行き来しているので、ちょっと留守ですと言うのです。さらにまた話を聞くと、今のような状態で平成25年からはひょっとするとスポーツ振興公社の職員一人だけだと。その辺に私は非常にその周辺部が寂しいという言い方はおかしいのですけれども、じゃあ公民館活動で一生懸命そこに行って相談したりしようではないかというときに、六日町まではなかなか難しいですし、いずれにしても気持ちの面で市民感覚として、一市民として非常にこれでいいのだろうかという思いがあるのですが、いかがですか。

市長 合併後7年を経ての検証を

実は同じようなことが旧六日町の五十沢、城内、大巻ここはずっと合併後、一時は支所でありましたが、それから地域開発センターでそこへセンター長を置いて、そしていわゆるその専門で事務をとる人を囑託的にずっと置いてきました。24年からか、25年からか・・・それを議員もご承知かと思えますけれども、地域コミュニティの中でそこに公民館活動部分も一緒に含めてもらって、そして地域で選んだセンター長兼事務長ですか、事務的なことをやっていただく方、これを配置させていただいてやっていこうと。

です、大和でありますと今度は大崎、東、浦佐、藪神こういう部分になっていきますし、その集合体が今までは大和の公民館ということだったと思えますけれども、ここはそういうことからしますともう、塩沢もそうですし六日町もそうなりますので、集合体としてはセンターに集合していただくというかたちをとらせていただきます。しますと、旧々町村単位に返るわけなのです。私は先ほど言いました12地区というのはそこがねらいでありまして、要は地域で独自の公民館活動であっても結構です。いつも申し上げますけれども、アメリカ合衆国タイプですと。

太枠は当然一つの市ですけれども、それ以外は何をやってもらってもいいという言い方はあれですがとにかく地域の特色や地域性を出して、いろいろの活動に取り組んでいただきたい。それが全部12地区集合したのが南魚沼市ですということで、地域の皆さんから独自性を持ってもらうということで進めてまいります。やはりあったのがなくなるとか、それは確かに一時は非常に寂しさがあったり不満があったりするかもわかりませんが、やっていく中では必ず皆さんからご理解いただけるものだと思っております。そういう予定で今進めております。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

それでは最後に相談に来たという話をさせていただきます。市長、来年から申告会場が統合されます、確定申告会場は市民会館に変更になります、というチラシは見られていますか。はい。これを見られて市長が判断されたわけですね、こういうふうにすると。最終的にはそう

なるわけですね。庁舎の老朽化が進んでいます。申告受付に精通した職員が少ないことから、駐車場が狭いからと・・・云々と。その行政内部的な話が書かれて、そして一方、申告書をインターネットでされる方も多くなると、そういった状況を踏まえて来年以降、相談会場を市民会館に統合しますと。

おかしくないですか。では、お年寄りのやっとな軽トラを運転して大和庁舎へ行った人に、今度、来年からは市民会館に来てくださいと言っているのですよね。いや、これこそやはりそれぞれの地区に任せて、それぞれの地区で手続きができるようにすべきではないんですか。このチラシを見たとき、私自身びっくりしたのですけれども、市長、もう一度これを考え直すべきだと思うのですが。市長いかがですか。

市長 合併後7年を経ての検証を

その件につきましては、当然ですけれども税務課を中心にしてそれぞれ協議をさせていただいて、最終的には伺い文書が上がってきて私が決裁をさせていただきました。個々のそういう部分の対応についてどう考えているかというのは、今、市民生活部長が話を申し上げますけれども、今年の申告の件数等を見ますと、今、議員おっしゃったように非常にインターネットが普及したのかどうかはちょっとわかりません。わかりませんが、いわゆる来場者は減ってはいます、確かに。これはまあそれでいいです。

例えばではお年寄りが相談に行きたいけれども、大和だったら行かれたが六日町だから来られないとか、例えばですよ。遠くてだめだとか。そういうことに対しても当然配慮しなければならないわけです。その辺も含めてどういう対応を考えているかというのは、市民生活部長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

市民生活部長 合併後7年を経ての検証を

現在、3か所でやっているわけですけれども、やはり限られた職員の中ですので、待ち時間が多かったりということで、それを解消するには会場を1か所にして人数をそろえた中で、また専門的な職員が配置されます。いろいろな複雑な相談についても短時間で処理ができるというふうなことを目指しております。

行政の都合のいいところばかりということではなくて、私ども休日の相談の日数を設けるとか、時間を延長するとかというふうなことで、サービスの向上の部分も考えておりますので、そういったことで対応していきたいと思っております。

あと、会場に高齢になられて来られない方というふうなのは当然考えられるわけですが、さしつかえなくとも、そういった方々が何が理由で来られないかという部分を常に見極めながら、また今後1か所にしたから何もできないということではございませんので、やってみて必要な部分というのは当然対応していかなくてはいけないと思っております。あくまで私どもは市民の皆さんに不便をかけないようにということを目指しておりますので、そういった体制で対応してまいりたいというふうに思っております。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

どうもこの文面を見ますと、行政主体を中心に立ち位置があるようなふう映って、非常に

納得がいかないのです。市長は遠いところ、小さいところ、弱いところ、そこにやはり目を向けて手を差し伸べると、それが多分市長の主義だと思います。今までの行動を見ていると、意見を聞いていますと。

ですけれども、このことに関しては弱いところ、遠いところを置いてきぼりにする、そういう決定だと私は思っています。もし、市長が今、そうではない、では大和のセンターでできるようにするというと、非常に私はさすが市長だなと思うのですけれども、市長もう1回いかがですか。

市長 合併後7年を経ての検証を

残念ながら、さすが市長だとは言われなと思いますけれども。さっき触れましたように、待ち時間というのが、来ていただいている方の大多数がやはり非常に不満でありました。それから駐車場がないということですね。これをまず解消しなければならないということの中から、いわゆる市民会館。それからやはり専門性やそういうこともあります。ですので、先ほど私も触れましたけれども、どうしてもそういう身体的な都合やそういうことで来れないという方はどうぞご連絡ください。そうだからと言って全部電話で対応されてもそれは困りますよ。だけれども、私はそれがいわゆる周辺部を切るということではないと思っているのです。市民サービスは待ち時間が1時間なのと、行って10分で終わるのとではこちらの方が相当の市民サービスです。ただ、出かけて行くに非常に無理がある、困難がある、これはどうぞご相談ください。また我々もそういうことは調査しながらそれについてどう対応するかということは考えていきます。

山田 勝君 合併後7年を経ての検証を

しつこいようですけれども。相談くださいと、市民の方が行政に相談をかけるときの気持ちの踏ん切り、それからちょっと高齢になった方が大和方面から来ると、六日町の17号の道をずっと通って、それから市民会館に行くわけですね。あそこまで行かなくてはいけないという精神的な負担。それはやはり市長が考えているほど軽いものではないと思います。やはりこれは大和の市民センターでできるようにすべきだと私は思います。市長、そういう市民の気持ちの負担感をもう少しくんでもらえればと思います。

市長 合併後7年を経ての検証を

気持ちの負担感とかそういうことは十分理解できますけれども、大和だけが大和のとか、塩沢だけが塩沢ということにはいきません。これは合併をしたということの意義も十分ご理解いただきたいと思います。そして、気持ちの負担は皆あります。例えば物事を今まで塩沢や大和でやっていたものを六日町でやるとか、それは大和の人も、塩沢の人も気持ちの上で負担はあります。それは反対も同じです。

例えば六日町でやっていたことを塩沢で、あるいは大和でやると言えば六日町の皆さん、ああ何だそこまで行かなければならないのかと、これはあります。だけれども、それはやはりいづれ乗り越えていただかなければならない。そして、いわゆる税の相談でありますから基本的なことであります。ですので、どうぞ言うのがおっくうだということになればそれは我々

も調査はしますけれども。そして今ご承知のように年金、あるいはそれらの生活者で400万円以下だっけ・・・400万円以下で他の収入が20万円以上ない方は申告しなくて結構なのです。これからそうなります　今年からなったのかな。

ですので、一般的な高齢者の方は、一般的ですよ、それは所得がぼんとあれば別ですけども、申告においでいただかなくて結構、今度は申告書を書く必要がなくなる。そういうこともいろいろ考え合わせた中でやらせていただく。ただ、還付が出ると思われればやってください。ですから、そういうときはどうぞご相談くださいと。それは今までどおり大和のセンターの方に相談していただいて結構です。私はどうしても行けないが何とか、どうすればいいとか、こうしてもらいたいとか。それはそれで結構ですので、それには一般的には応じさせていただこうと思っております。ただ、それを何ていいますか、汎用して私ももう行くのがちょっと遠くなっていやだからこれだ、これだという話はやはりご勘弁を願いたい。これは市民の皆さんも、それは一時的にはやはり抵抗感があるかもわかりませんが、いずれやっていかなければならないことでもありますので、どうか一つご理解をいただきたいと思えます。

山田 勝君　　合併後7年を経ての検証を

いずれこれをやっていかななくてはいけないということ、その思想そのものが私はちょっと違うと思えます。それで細かく、細かく目を向けてあげることが、市民サービスだと思うのですよ。それで行かなくてはいけなくても、今は光ケーブルでいくらでもテレビ相談だって職員とできるわけですよ。そういうシステムを作ったっていいではないですか。

ですから、何でわざわざそこまで行かなくてはいけないうか。だってモニターとパソコンを用意して、プライバシーを守る部分を作ってあげれば、向こうの係員といくらでもモニターを通して相談もできるわけですから。そういうふうに細かく手厚くしてあげること、そのことが一番私は市民サービスだと思います。まとめるという行政主体の効率優先という考え方は、ちょっと私は納得できませんが、最後市長、一言お願いします。

市　　長　　合併後7年を経ての検証を

テレビ電話まで今すぐに普及はできませんけれども、今言ったように電話でいくらでも相談には応じますと申し上げています。そして、では例えば今テレビ電話を普及したとしますよ。そこで、それを使える人が何人いますか。ご心配のお年寄りの皆さんなんてほとんど使えません。そう言っは失礼ですけども。いやいや、あなたは簡単と言うけれども、それはなかなか一般的にはまあ我々だってまだ全然システムがわかりませんから。我々なんかわからないのが普通かもわかりませんけれども。そういうことですので、ご心配の向き、あるいはそういうご不満　不満はどうしようもありませんが、その皆さんが申告の相談にも来られない、申告もできないなどということは、行政が責任を持っていたしませんので、それはひとつご理解をいただきたいと思えます。

議　　長　　質問順位21番、議席番号2番・林 茂男君。

林 茂男君　　どうも、歩む会の林 茂男でございます。それでは議長より発言を許されましたので、通告書のとおりに2項目につきまして質問させていただきたいと思えます。

1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

まず1点目であります。空き家・廃屋問題にどう立ち向かうかというテーマであります。今回の一般質問、今日で3日目ですが、初日から聞いておりますと非常に大きなテーマがこの一般質問の3日間流れていたのではないかなと思います。一つには非常に問題となっている人口問題、それからそれに起因するようなものですが、結婚問題、少子化の問題、高齢化、全てがいろいろなかたちで網羅されていることが、この空き家・廃屋問題にもつながっているような気がしてなりません。

このテーマは昨年のごく3月議会でちょうど私、取上げさせてもらいまして、その日は震災の日だったわけですが、あれから1年経ちました。一昨年の時点ではまだ余り大きな関心というか問題意識というのが形成されていなかったような気がしておるのですが、今年の豪雪によりまして報道でもたくさんありました。全国でも大きな問題になっておりまして、非常に深刻な問題になっているというふうに思います。

この一般質問の3日間の中でも初日の佐藤 剛議員、それから2日目の牧野 晶議員からも既に全く同じ内容のテーマで質問がされておりますので、先輩議員と市長のやり取りも議席で聞いている中では、もう話す内容ないのかなというふうにも思っているところですが、2回、3回と原稿を書きかえまして今日に臨んでおります。多少通告どおりにいかない点も脱線もあるかもしれませんが、窮鼠猫をかむというようなところもあるかもしれませんが、ひとつお許しをいただきたいと思います。

それではまず1番目のところですが、市内の危険家屋等の現状把握はということを挙げました。市の対応は現状どのようになされているのか。また、対応する除雪費等の財源的な裏付けはどのようになっていますかという点であります。前回お二人のところでも既に答弁をいただいているので、前段の現状の説明は結構です。緊急対策として今行われているそういう問題のある家屋等の除雪につきまして、恐らく思うに、請求してもその代金というかそういったものは返ってこないというような状況だと思いたいますが、そういう解釈のとおりでよろしいでしょうか。

また、継続して例えば複数年度にわたってこれを行っている箇所もあります。そういったことに対しては、請求を続けて出しているのかどうかということについて教えていただきたいと思いたいます。その場しのぎになってしまっていてはいけないな、という観点からお聞きしたいと思いたいます。

2番目に移りますが、そこに住んでいる人がいる場合でも、その方は市が勧告をしたけれども対応しないという問題で、家屋が倒壊してしまったということが多分初日だったと思いたいますが、市長の議員との質疑の中であつたかと思いたいます。ただ、現在の市における整備はされていないのではないかなと思いたっているのですが、制度的な根拠がこの勧告にはあるのでしょうか。勧告命令などの具体性やそのような指導手順の段階性とか、また強制力を有する条例整備をどうしても急がなければならないというのが、私思いたうところなのですが、これはなかなかそうはいかないという答弁もいただいていますけれども、もう一度お聞きしたいと思いたいます。

昨年の一般質問で職員が憤慨する声というのをここで伝えました。こんな馬鹿げたことを毎

年毎年繰り返すのかという言葉でした。地域のそういう恨み節みたいなものも伝えました。今年と同じ箇所を除雪をしているときに、若い職員の皆さんと立ち話になりまして、林さん、この先何十年経ってもこの建物は残っているのではないかと。何も変わらないで我々が年をとって、次にやってくる若い世代に向かって、俺は若い頃からこの建物をやったけれども、まだこれが続いているのだというような会話があるのではないかと、先送りを続けることに対するあきらめ感というのが聞こえました。政治不信や市政不信というものにつながっていかねればいいと思っていますし、その除雪などで若い職員の皆さんが、本当に私どもがたまげくらいに果敢にその大変積もった雪に立ち向かっている姿には、毎年驚かされるものがあります。逆に言えばそれをこんなことを続けていいのかという、そういう気持ちにこたえていかなくてはならないことだと思ひまして、もう一度お聞きをしたいと思ひます。

3番目のところに移らせていただきたいと思ひます。今議会初日に市長は議員の質疑の中で災害救助法適用の県内の各市長と、国に法整備を要請しているというふうに発言されました。新潟日報の新聞の報道でも南魚沼市のコメントが出ていまして、空き家の解体、撤去も含めて自治体が介入する根拠となる法整備を国に求めたいとしているという記事がありました。

しかし、今の時点では私としましては具体的な内容がどうしてもわかりません。どういう法整備をそれら市、町、首長の皆さんとそれを求めているのか分かる範囲でお答えいただきたいと思ひます。また、それを超えまして現在井口市長ご自身はどのような法整備があるべきというふうに考えておられるかお聞かせいただきたいと思ひます。私の思うところでは当然国が法整備をしてくれることに越したことはありませんが、それを待てるのかという点を危惧しております。地方から変えなければ変わらないのではないかと、この思いが強いのであります。

国、雪なし県とは温度差がまるで違い過ぎるということがありますし、同時に厳しいながらも現行の法律、法や現在の制度でも立ち向かうという基本姿勢さえあれば、実現可能な行政手法というものもあるのではないかと、このことを考えておりますがいかがでしょうか。

地方から変えるという点では、例えば放置自転車の問題が全国でありました。各自治体の条例で対応してきましたが、これは自転車法というかたちで国法化されてきました。放置自転車は自転車リサイクル法による解決を見ました。例えば各地の景観条例、要綱これは景観法に発展しております。地方からの取り組みが国の法律を変えていくといういい例だと思ひますが、私ども南魚沼市がこれこそ全国に冠たる豪雪地という中で、ここが気を吐かずして一体どこが気を吐くのだという思いが昨年からしておりますけれども、この点につきましてもう一度深い市長のお考えを聞かせたいと思ひます。

それから4番目でありまして、この問題は実にやはり奥が深く、今後は空き家屋の問題は全国的にもうなぎのぼりに増えていこうし、社会的問題になることはもう当然というふうになっているわけですが、降雪地だけにとどまりません。最終的にはやはりいろいろな質疑にあったように、財産権を抑制して公共の福祉を優先させるという立場に立つことに、どうしても進むべきであって、国レベルの政治解決でなければ片付かない構造的な問題だと思ひます。

私は空き家・廃屋を作らない、例えば早期取壊しを勧奨する、進めていくような助成制度等も必要ではないかというふうに思いますし、法の整備と併せて来年度、当市で開催される予定の北陸市長会等で、ぜひ我が市の首長からこの問題を大きなテーマとして声高に取り上げていただいて政治的気運を高めていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁をお願ひいたします。

2 公共施設のトイレ、洋式化をすすめよ

二つ目の大項目、公共施設のトイレの洋式化を進めるということでありまひす。これは本当にこのとおりでありまひすが、女性の皆さん、特にお年を召した皆さんにつきまひしては非常に膝の悪い方が多くおりまひして、こういう訴えが実は非常に多くて、いつも気にかけておりまひした。意外に洋式化が進んでいない点があると思ひます。現状どのような感じになっていて、今後どういう方針があるのかお聞きをしたいと思ひます。以上、壇上からの質問を終えたいと思ひまひすが、議席にてまた再質問をしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

市長 林議員の質問にお答へ申し上げまひす。

1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

空き家・廃屋問題でありまひすけれども、1点目の部分について現状はおわかりいただいたということでありまひすので、それは一応省略をさせていただきます。ただ、この中で23年中に7棟、老朽化して28あるのですけれどもこの建物については所有者や関係者が取り壊して対応していただきました。今年の冬は倒壊が3棟ありまひした。ですひので、これはまあ一応解決したといひまひすか倒壊したわけですひので、幸ひい事故にならなくて良かったわけですけれども、そういうことでありまひす。しかし、まあ他の部分はやはり屋根雪の雪庇落とし、これが通行に非常に危険性があるということでありまひすのでやっておりますし、隣家への落雪こういう部分もありまひす。

そこで、今まあそういうことがあるわけでありまひすけれども、市が今まひで行った部分については、一応所有者といひわれている方に請求はしておりまひす。請求はしておりまひすが、まだ1件も前は若干弁護士さんとの関係の中ではあったそうでありまひすが、まひずはないのが大体一般的でありまひす。

そして、弁護士さんがある程度きちんとして対応している物件であると、今触れまひしたようにいるいる対応が非常にいいわけですけれども、そうでない部分はもうほとんどだめといひまひすかね、その対応をしていただけないのです。いただけないので非常に困っているというのが現状でありまひすし、請求は当然でありまひすけれども引き続き、今年1回送ってだめだからもう知りまひせんということではありまひせんのでやっております。

それから、勧告をしたけれども対応しないひ倒壊こういう報告もあつたが、この現状、制度的根拠があるのかということでありまひす。今、制度的根拠はございまひせん。ただ、民法の697から702条の中に事務管理というものがあるようでありまひす。これは義務なく他人のために財産管理と事務の管理をする場合を定めたものであつて、本来管理する所有者と本人の利益に適合する方法によって行ふということひ、本人の意志を知つていればその意志に従ふというこ

とですから、本人がいやだと言えばそのままやらなければならないと、こういうことであります。

市町村長が関わることを規定しているこれには災害対策基本法がございます。これは64条の応急公用負担でありまして、災害が発生して、あるいはまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用若しくは収容できるもの。これに基づきまして災害救助法に基づく土砂撤去、あるいは要援護者の屋根雪処理これらを実施しているところであります。結局はここがまたこの財産権というのは、憲法で保証されている部分になっておりますので、なかなか民法でも一般の法でもとにかく本人の意志がまず第一前提。ここが一番の障害、ネックになっているところであります。

ですので、県や市町村の条例で定めてみても、定めてみても、先般秋田県の大仙市で強制代執行をやりました。これは条例に基づいて、本人がいくらでも連絡が取れて、危険だから壊せ、勧告をしてもそれに応じなかったので取り壊した。費用が170何万円とか言っていました、これは結局本人に請求するのです。請求するけれども、本人は費用がかかるからいやだと言って壊さなかった、払うはずがないといいますが、どうなるかわかりませんが、そういう部分が残っております。そして、例えばこれが今度は裁判になります。訴えたとしても、今は訴訟をした方が勝訴しても、その費用をでは敗訴したいいわゆる被告人に対して費用を求めるといことは、なかなかでき得ないですね。特に行政の場合はそうであります。

ですから、行政は訴えられればいくら行政側が勝訴しても、かかった裁判の費用を告訴した相手方に求められない。いわゆる訴えられ損といえますかね、今度は反対にすると訴え損。費用を取るために訴えてみたけれどもそれも取れないで、また裁判費用だけはかかったとか非常に不合理です。結局これは一番いいのは、法律を定めてもらわなければならない。強制代執行ができる法律。憲法の保障の部分をどうクリアするのか。それはもう条例やそういうことではでき得ない部分でありますので、法律の中で条件を定めてやっていただくということだと思います。

それからもう一つ懸念されることは、石打の大和地区ですか。それから六日町の小川のハイランド、ああいうところにまあ割合と数多く見受けられます。幸いにもここの地区については隣に危険を及ぼすとかということは今のところ余りないかたちですので、そのまま放置しているということでもあります。そういう皆さんが結局取壊もしない、雪掘りもしないですとされている。それを例えば何か危険が出たからといって、あるいは条例上で勧告しても従わないからといって市が全部やってしまうと、これはもう全く取り壊してもらった得といえますか、ごね得的なことが出てくる。ここが非常に大きな問題でありまして、なかなか私どもが条例制定をしても、本当に実効性が出るか、あるいは市民の皆さんに対してその費用を使うことに申し訳が立つか、これがまあ難しいところであります。ですので、法整備をということでもあります。

ただ、遅々として進まずにもう状況として全く見通しが立たないということになれば、条例化も含めてこれはもう致し方ありませんので、踏み切らざるを得ないということ、覚悟を決

めなければならないこともあるかも知れません。ただ、今年、先般申し上げましたが、去年も申し上げておりましたし、今年もまた強く申し上げましたけれども、防災担当大臣とそこには国交省、総務省全部ついておりましたので、とにかくこういう問題が喫緊の課題ですということでは整備については、一応なるべく早くお答えできるようにという話はいただいておりますが、ではいつ頃までにやりますということはまだいただいておりますので、なるべくまた早く制定してもらおうように働きかけます。

災害救助法の具体的内容であります。具体的内容の一つは、単にこの災害救助法の拡大をしていただきたいということでもあります。例えば救助法に該当するのは居住家だけでありました。やはりそこに住んでいて附属的な建物の車庫とか、納屋とか、これは全く該当しないという、それはちょっとおかしいと。同じ所有者で、そしてとにかく経済的や身体的な都合があって、災害救助法の適用になるくらいの方が、では車庫だから自分で雪掘りができるとかそういうことではないから、それについてもというそれが一つと、今触れましたこの空き家対策。これをとにかく強制代執行して、なおかつそれが市町村の負担にならないよう、そういう法律をきちんと整備してくださいということ具体的に申し上げてきております。

要は取れないということ想定しますと、これは国で負担してくださいと。広くですね。そういうことがある市町村だけが費用負担をするというのは、非常にやはり全国的な地方自治ということ考えた場合はそれは不公平ですと。ですから、全員の日本全体の中で問題があるところもないところも含めて負担するというのは、これはやはり国ということになりますので、国で代執行費用は負担をするということも含めてご検討いただきたいということをお願いしました。

それから4番目はまさに議員おっしゃったように、非常に根深く奥深い問題でありまして、一朝一夕にぼんと解決するということではありませんけれども、先ほど触れましたようにその空き家や廃屋の取壊しの勧告、勧奨助成制度ですか、これは長野県が景観整備事業としてやっている。それから大仙市は景観という意味でなくて、やはり危険対応という意味ですね。そこで実施をしたということでもあります。また参考にさせていただきたいと思っております。

北信越市長会は23年度の秋の北信越市長会で、我が市がそれを議題として出させていただいて、全会一致で採択いただいて、今、国の市長会の方でもそれは当然採択していただいて国に求めていくということで進んでおります。全国的な問題としては皆さん方から強く認識をいただいているところでありますし、この問題に向けてまた国に一丸となって働きかけようと。これは市長会ばかりではなくて、町村会あるいは知事会もそうだと思います。ですので、地方6団体全て確かそういうことで足並みがそろうと思っておりますので、その辺を大いに期待をしているところであります。

2 公共施設のトイレ、洋式化をすすめよ

トイレの問題であります。まず、公共施設関係での洋式化の概要でありますけれども、学校の中で小学校19校で総便器数が583、このうち36パーセントの210個。中学6校で総数が272、うち23パーセントの63個。それから小中学校とも体育館・校舎棟の各階には

必ず一つは洋式トイレが設置されております。保育園では子ども用の総数が224のうち74パーセントの165個、職員用は総数82のうち66パーセントの54個が洋式になっております。子ども用は全保育園に設置されておりますけれども、職員用ではまだ4施設が未設置です。

ということは洋式化した新たな問題と申しますか要望が発生しまして、便座を温かくしておかないと子どもがお尻をついたときに冷たいと言っておしっこに行くのを嫌がるとか、そういうまた問題も出てきておまして、なかなかこれも根深い、奥深いというか、そういうこともやはり、当然そうです。我々が家庭で使用するときは温かいわけですので、そういうやつが付いています。子ども用のはなかなかそれが付いていなかったわけですね。冬期間ではどうすればいいのか。便座カバー的なことで対応するのが一番かと思っておりますけれども、まあその辺はそういう新たな問題も発生はしております。

それから市民会館の中では全30のうち半数の14個、各庁舎は各階に男女1か所、それから地域、各地区の地域センターでは各施設に男女1個は大体洋式便器となっております。屋外体育施設、観光施設それから公園、これらの一部では全く洋式化がなっていないところもございます。

今触れましたように家庭でもう圧倒的にこの洋式ということが多くなっておりますので、当然であります。新築する施設につきましては洋式を中心に設置をさせていただきます。既存の施設で和式しかないという施設につきましても、これから洋式化への改修を順次進めていきたい。ただ、やはり利用者の中には、俺は洋式はだめだと。何て言っても和でないとだめだという方も割合といらっしゃるものですから、全て洋式化の方向ということにはなりませんけれども、利用者のご意見を伺いながら、適宜順次に対応してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

林 茂男君 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

1番はわかりました。2番目のところでちょっとあれなのですけれども、昨年実は私が所属させてもらっている歩む会の同僚の議員の皆さんと行政視察 管外と言うのですか、行きました。所沢市、いち早く空き家対策では先駆になったところなのですけれども、ここで条例のお話を伺いました。女性の、課長に相当するのでしょうか、防犯対策室長さんというのが女性の方なのですけれども、非常にやり手気なちょっとこわもての感じの人だったのですが。条例施行前は住民からの苦情とか相談を受けると、市から修繕とかの要請をその本人と申しますか当事者にしていたそうなのですけれども、解決に至るのがほとんどなくて半分以上という、それも低い数字だったそうです。しかし、この条例化をした後、所有者の意識が変わったというふうにおっしゃられておりました。

施行から1年2か月で105件と。その市においては62パーセントという数字になるそうなのですけれども、この苦情が解決したというようなことを聞いております。今、先ほど市長もいろいろ自治体の話を出されましたけれども、多くの自治体が特にこの3月とかの議会では雪あり県は特に、いろいろなところでこの一般質問に立っている議員が、全国にはおられる

と思います。どこもやはり成すすべをなかなか見つけずにいて、先ほど市長の答弁された内容そのままのことを聞いているのだらうと思います。

ただ、そのほかの自治体がどんなことを進めていくのかというのを見守っているという状況があるのではないかと思います。やはりちゅうちょしている大きな理由は、条例などやってもまあ難しいと。強制力が結局乏しくて個人財産という壁があって、本当に先ほどの市長の答弁のままだと思います。しかし、私は、先ほどの所沢の室長さんの話を伺って、特に思うのですけれども、一定の歯止めになれないかというところで、これは評価に値するものではないかと思います。

行政代執行を最後まで通すなどということは、大変なことだというふうに私も思っていますけれども、そういうことではなくて段階的な注意があり、勧告があり、例えば実行されないかもしれないけれども、命令というものがこの市において条文化されているということは、やはりその当事者にもプレッシャーになるでしょう。もう一つはなかなか出す術がなく、手をこまねいているこういう状況に、不安に思っている市民への非常に親切な答えになるのではないかということもあります。

ただ、一方でその実態的な本当に強い力がない条例かもしれませんが、一方ではそれを進める。またもう一方では市長もおっしゃられているように、国の本当に腰を据えた法整備を求めていく。その二方向性でいくべきだというふうに思っていますがいかがでしょうか。

私どもの地域は先ほども申し上げて繰り返しているやに思われるかもしれませんが、豪雪地南魚沼というところで先進的な地方のモデル的な条例を作る、私どもはその土地的な地理的な使命もあるのではないかというふうに思っているところですが、もう一度伺いたいと思います。

そして、もう一方、今、北海道でやはりこの問題を、特に観光地があったりする地域、そして廃屋、農業の廃屋とかもあるでしょう。いろいろあるのですけれども、そういうところで非常にこの問題がうなっていて、いろいろな資料を簡単にインターネットでも入手することができます。非常に深い議論がされています。今ここで話している内容以上の問題が取りざたされていて、直面している人たちが本当にそれをやっています。

そんな中で我が県はどうかと。市長は先ほど国に対してやると言っていました。今、私が聞いている感じでは県のレベルでそういうことを主導して、各自治体に話しかけてこういう問題提供をやっているかということ、今やっているのかなというのがありますが、現状はどんな感じでしょうか。私はその自治体もまた関係の役所、それからいろいろな産業界も含めていろいろなテーマを持っていると思います。

例えば私たち石打では、数年後、10年後には大変なお化け屋敷になるような所がもうあるわけなのですけれども、そういったところへ今の私どもがここでやっているような議論で果たして対応していけるのかというのがあります。早急の問題として条例化の問題を進めると同時に、その勉強会、その問題意識の共有をいち早く提唱していくべきではないかと思いますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

市 長 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

この問題はそう先送りしていいという問題ではありません。議員おっしゃるように条例化がまずは適当なのか、他に何かそれを防止する手立てがあるのか、これらも含めて今、総務課の方でそれぞれ研究をしているところであります。そして県はですね、県の対応というのは各部署がどうだということではありませんけれども、ご承知のように泉田知事は災害対応というのは非常に素早い、そして丁寧にやっていただきますので、特にまた今年はこういうことが出まして、県の問題としてもきちんと取り上げるということでやっていただいております。そういう面では県と何ていいますか、体制に齟齬があるとか、県がどうも動きが悪くてだめだなどということは全くございません。

ですので、その条例化もただ、一つだけ私がずっと懸念しておりますのは、これから市民の皆さんの中にそういうのが増えていく、あるいは、というのはその条例化で例えば氏名の公表とかというのがあるようです。そういうことやいろいろ、例えば修繕の部分でとかそういうことでは対応できると思うのです。特殊なやはり観光地ということもありまして、全く市とは関係もない、どこのどなたかわからないという方が放置しているというのがやはり多数ございます。これらはいくら条例で差し止めようがどうしようが、ただ、これ以上増やさないと方向ではどういう効果があるのか。所沢の件も含めて十分検討調査をして、なるべく早く法ができないから何もできないというかたちだけは避けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 林議員、一問一答でお願いします。

林 茂男君 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

すみません。慣れないもので申し訳ありませんが、これからの質問は先ほど窮鼠猫をかむという状態になってきました。前段いろいろ話があってあれなのですが、例えば税法の問題、固定資産税などで家屋がやはりそのまま朽ちるのを待っていった方が、税率が安くなっていくような問題もあります。例えば居住の用に供している建物であれば、税の特例がかかっているわけなのですが、こういったものからある手法、行政的に考えてそれを何ていうのですかね、そういうところに追い込まない。また、早く、用に供さないものを何とかするということができるのかどうかということも、一つ視点にあるのではないかなと思います。

例えば人の居住に供されている建物だと、通常の建物への課税よりも例えば3分の1、面積によっては6分の1というふうになりますけれども、現場であれば例えば新築であれば、そういう本当に人が住んでいるかどうかというところをチェックをして、基礎額を算定するというふうに進んでいくのだらうと思いますが、その後は土地の用途でも変わらない限りは何もしないのではないかなというふうに思います。人の居住の用に供しているかどうかということの考え方にばらつきがあるそうですけれども、我が市の場合はそれは本当にきちんとやって、課税がされているのかということも、わかる範囲で結構です。これはちょっと通告にないのでお聞かせいただきたいと思います。

例えば放置する人たちが固定資産税のことを理由にしているのであれば、これはできないかもしれないけれども、放置家屋のところには特例なしの税率をやはり適用していくとか、廃

屋撤去済みの宅地には異例の減免措置をすとか。これはできないかもしれません。こういったことも例えば先ほど国にいろいろな法の対応を迫っていきたいということでおっしゃられた中では、考えることができるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

市長 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

一度固定資産評価をした後にずっと 毎年はできませんけれども、確か何年に一遍ずつやっているか否かというこのことについては、後で担当部長から説明させます。建物はある年限が過ぎますと、それはいわゆる償却するわけです。ただ、償却しても最小限の、昔は確か60万円くらいだったでしょうかの部分で、固定資産としては評価されておりますので、ではそのままにしておけばゼロになるということはありません。それからその建物が壊れれば、あるいは壊せば、その建物分の評価は取れますから、当然その分の固定資産はいかないわけでありまして、取り壊してくれたから土地の部分までそこでちょっと安くすとかという法律は、ちょっと難しいと思います。その辺も含めて担当部長にちょっと説明させますのでよろしく願いいたします。

市民生活部長 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

家屋と土地の問題があると思うのですけれども、家屋については一般の住宅、新築したときに3年間だけは減額されるというのがありますが、その以後はありませんので、家屋に対しての手当はありません。土地の方ですけれども、先ほど議員言われたように面積によって6分の1とか3分の1というのがあります。

私ども今は改造等で用途が変更になった場合は当然評価替えをしているわけですが、そのほかで居住用に供しているかいないかという調査がなかなか難しいという中で、現実的には個々のもので見直しするというのはできないような状況でございます。そういったことで、空き家だから見直しをしてというのではありません。ただ、3年に一遍ずつの評価替えはありますので、そのときに対応できる部分はしていくというふうなことです、個々についてというのではありません。

林 茂男君 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

ありがとうございます。なかなかわからない点もありまして、あの手この手でやるべきだというふうなところからこういうことを申し上げたのですが。例えば初日の佐藤議員の空き家バンクの話がありました。廃屋化させないという仕組みづくりがまずあると思います。先ほど冒頭にも言ったように、高齢化が進んでいくと一人暮らしの老人世帯、それから高齢者の対策、これが進むと放置住宅の問題は本当に大きな問題になります。この中で条件の中には我々の世代といえますか、親をみなければもういけない世代の人たちで、ここに不在になっている人。例えば首都圏に行って仕事をされていて、年老いたその親御さんをこちらに置いている人。そういった人も非常に心苦しい思いをしながらやっている人だっているだろうし、本当にときどき帰ってきて対応する人もいるだろうし、いろいろあると思います。

そんな中で例えば残念ながら、そのご両親が亡くなっていくというところがあって、不在地主化していく。家が残っていくという問題の中で、先ほど冒頭にもありました資金の何かいる

いろなそういうところで、だめでできないというところも恐らく発生してくると思います。そういう声も聞こえます。

この中で空き家防止の相談の窓口化。例えばこちらの土地感がもう既にここから離れて久しくここにない、そういった人たちに対して例えばこの業者さんを手厚く紹介していくことも業務に入れたり、例えば撤去しようと思うがその費用をどうしたらいいか、例えば今はちょっと一時的にないけれどもという場合に、その融資といいますか貸付けの制度、そういったものを行っているいろいろな手を尽くして、空き家対策の問題に取り組んでいく、準備していく必要があると思いますが、この点につきましてはどんなふうにお考えになっておりますでしょうか。

市長 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

先ほどもちょっと申し上げましたように、市に在住していらっしゃる方、あるいは親御さんを残してふるさとを離れていらっしゃる方で、もう帰ってこられない。そういう皆さんについては大半の方が非常にモラルもあって、ちゃんに対応したり、あるいは例えばこういうことで相談をしたいとかそういうのはあります。一番の問題はさっき言いましたように、もう全く関係のないところに手渡ったりしていて、それが全然対応しないというのが今、現状としては問題であります。

ですので、市民の皆さんの中でそういう部分を発生させていかないと、そういう手立てについてはいろいろ考えられると思います。相談窓口もそうですし、融資制度は市がなかなか融資というわけにはいきませんが、例えば銀行さんとはそういう相談ができるとか、そういう部分に対応できると思います。結局は本当は二面对応といいますか、それが必要なことだなという思いはしています。ですので、それらこれらも含めて、今先進地の情報等も集めて、そして対応していこうということで進めておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

林 茂男君 1 空き家・廃屋問題にどう立ち向かうか

最後にしたいと思います。今ほど市長が言われたように、中で撤去等そういう問題がありますが、これはやはり既に補助金としてやっている自治体の例はあるようですし、貸付金といいますかそういうかたちでやっている東京都の例もあるようです。その辺のところを詳しくまでは調べておりませんが、いろいろな方策を考えて対応していただきたいというふうに思います。

また、先ほど外国籍の問題がありました。実際に市内でもそういったところがありまして、私どもも問題にしている地域の施設もそういうところだそうです。連絡が取りにくいという状況や、本当に所在がわからなくなってしまうという問題があります。そういったところも含めて、例えば北海道の観光地であるニセコあたりでは、今オーストラリアでしょうか、あちらからの非常に投資というかが増えて、もう既にやはりそういう悪い方の面も出てきているということ聞いております。ここだけではない、また、我々の勉強もそうですが、各地の皆さんと連絡を取り合ってやっていこうと思います。市の方につきましても一つぜひお願いをしたいと思っております。本当に大変な問題ですが、特に市長の全国への発信力、そういったところで非常に

期待するところ大でありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 休憩とします。休憩後の再開は2時55分といたします。

(午後2時40分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時55分)

議 長 質問順位22番、議席番号12番・寺口友彦君。

寺口友彦君 市民の皆様、足元の悪い中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。通告にしたがいましてほんの五つほど質問いたします。

1 保健・医療・福祉について

保健・医療・福祉についてであります。市立病院郡再編は185床の新病院を六日町病院脇に建設をし、新ゆきぐに大和病院として出発し、南魚沼健康の杜構想の実現に向けての新たなスタートとすべきであるがいかにかということですが、

基幹病院建設がいよいよ着工となり、魚沼地域に待望久しい高度救急医療を27年に開院する計画が実際にスタートすることとなり、期待は膨らむ一方であります。併せて市立病院郡再編に向けて新病院建設の予算が本予算に計上されていることは、市民の要望にこたえる大きな一歩であると評価をいたします。

市長は9月議会での一般質問で費用がかかっても、赤字が出てても市立病院を堅持していくと答えたことを高く評価しているものであります。しかし、大和病院、城内診療所、六日町病院と三つの病床を持った医療機関を市で運営をし、地域医療を提供しようと考えているが果たして、分散という考え方は持続可能な医療体制の確立や医療スタッフ確保に有効なものであろうか。病床を持った医療機関は六日町に建設をする新病院に統合し、基幹病院に連なる健診センターは病床を持たずに、基幹病院と連携をしながらの生活習慣病対策のコホート研究に寄与することが、健康の杜構想の実現に大いに貢献するはずであります。

また、城内診療所は指定管理者に委託をして、城内、五十沢地区の一次医療に対応していく道を選択することが、持続可能な医療体制には良いことだと考えます。複数の病院長と一つの医局という体制で果たして、スタッフ確保が難しい現状の中で、持続可能な地域医療体制が構築できるのかは疑問であります。

2 教育・文化について

次に教育・文化についてであります。スポーツ推進計画にある市民スポーツと競技力向上の両立、利用の機会均等、公平性の確保、そして受益者負担の原則をどう考えているか伺うものであります。

スポーツにより豊かな生活の実現。ウォーキングからオリンピックまでを基本理念とした南魚沼スポーツ推進計画は24年から5か年計画で始まることは、計画策定に関わった皆さんに感謝を申し上げると同時に、スポーツの持つまちづくりへの意義をよく理解した施策だと評価をしております。かねてより懸案でありました、成績を残している競技団体への支援、学校の部活動への支援、指導者の育成と資質の向上、そして一年中使える総合体育館の建設。これら

への道が開けたと感じております。

そこで、社会体育施設の利用は市民優先か、興行優先か難しい問題ではありますが、スポーツ推進計画では市民スポーツと競技力向上の両立を謳っている。住み分けをどう考えているのか伺うものであります。利用の公平性を確保するために、他自治体ではインターネットでの予約システムを導入し、機械による抽選という公平性確保の努力をしているが、市の考えはどうか。そして受益者負担の考え方を進めて、大原運動公園等で見られる合宿、大会で施設を利用する場合に、協力金という名目でお金をいただき、それを維持管理費に回し、市民の負担を軽減する方法を考えてはどうかということであります。

3 産業振興について

三つ目、産業振興についてであります。六日町街づくり会社へ土地建物購入費と支援金等で6億5,045万円という税金を投入するには、会社再建のきちんとした計画が先に示され、可能な債務返済計画が示されることが最も重要であると考えがいかにであります。

市が3億円を出資している第3セクターの六日町街づくり会社は、郊外大規模ショッピングセンター進出に対抗するため、旧六日町に設立され平成8年よりショッピングセンターララとして住民に親しまれるショッピングセンターを管理運営してきました。長期借入れ、長期支払、短期借入れ、未払、預かり敷金など支払義務のあるお金の合計が12億円余りある中で、中小企業基盤整備機構への返済を平成30年9月末までに3億7,451万円余しなければ無利子という優遇が受けられなくなるために、今回支援金3億円を購入費2億5,000万円とともに市が支出をしようとしております。

第3セクターといえども民間企業であります。民間企業へ税金を投入するにはそれ相応の説明が必要であります。今回支出をする6億5,045万円で中小企業基盤整備機構への債務が半分になったとしても、果たして賃料収入が減る中でこの会社が再建されるとは信じられない。自力での債務負担がきちんとなされていくという説明がないまま、税金を投入することは容認できないと考えるものであります。

この部分については同僚議員の質問に答弁がありましたので、市長からは街づくり会社の経営責任、連帯保証人を含めての経営責任というものをどうお考えなのか。そしてまた市長の考える市が街づくり会社に対して持つ道義的責任このことについてどうお考えなのか。この2点について答弁をお願いいたします。

4 住環境整備について

四つ目、住環境整備についてであります。公共交通確保維持改善調査事業は市内バス交通の実態を調査して持続可能な公共交通環境の改善を目指すものであるが、その基本的な考えを伺うものであります。

現在路線バス運行への助成5,000万円ほど、また、市民バス運行に1,200万円ほど、ほかにもスクールバス運行、保育園送迎バス運行などを民間委託で行っておりますが、これら全てを含むかたちの機能的なバス運行システムの必要性は、市役所内部でも認識されて久しいものであります。

23年度では総合都市交通体系調査で基礎的調査が行われたが、さらに高齢化の波が交通弱者を生み出し、その足をどう確保するかという問題が新たに生まれていることに対して、市が本気で取り組もうとする市政を評価するものであります。併せて基幹病院開院と市立病院郡再編で、また新しい人の動きが生まれますが、高齢化対策での重要な足の確保という難しい問題に強い意識を持っての調査事業であると思います。

5 行財政改革・市民参画について

最後五つ目、行財政改革・市民参画についてであります。行財政改革アクションプランで掲げてある政策立案への市民の参画と財政健全化の具体的な施策について伺うものであります。

平成の合併の最大目標である簡素で効率的な組織づくりには、市民の政策立案への参画と財政規律の厳格化が必要であります。ややもすると市民要望全てにこたえることは、財政規律の緩みを伴うものであります。また、官の側から見た市民要望への回答が果たしてどれだけの市民に受け入れられ評価されるのかは、客観的な評価が難しい問題であります。

しかしながら、南魚沼市が行っている市政モニター、パブリックコメント、市政懇談会等の手法は、行政施策の立案への市民参画とは程遠く、大方施策の説明に終始しているのが実態であります。野球場反対署名などの市民の自発的な動きをどう市民参画として取り扱うかを今一度考えてみなくてはならない。また、第一次財政健全化5か年計画は73億円という実績を残して終了しましたが、財政規律の厳格化と市民要望実現という両立し難い問題をどう解決するかという面で、今一度財政健全化計画の持つ意味を考えてみるべきであります。

行政サービスのコストは提供する側の論理ばかりではなく、利用する側の論理も併せて検討しなければならないというのが私の心情であります。税金の使い方は1円に至るまで双方で情報を共有していなければいけない。その意味でいわゆる「むだ使い」という部分をどう解消していくのが問われていると思います。

以上で壇上よりの質問を終わります。市長にはいつものように簡潔明瞭答弁を期待しておりますが、答弁内容によりましては議席にて再質問を行います。

市長 寺口議員にお答えを申し上げます。首長になって初めての経験でありまして、議員の方が一般質問を終えて降壇する際に、私に頭を下げて議長に頭を下げなかったという、まあそれだけ光栄なことと存じまして、丁寧にねつく説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1 保健・医療・福祉について

保健・医療・福祉であります。議員おっしゃるようにこの六日町病院にベッドを持つ部分は集約してというお話であります。市立病院の入院機能というものにつきましては、急性期に特化した基幹病院がもう27年開院でありますので、診療科によっては新六日町病院で二次的な部分も担います。まあまあ手術的なこともある程度やるということでもあります。しかしながら、主に急性期後の亜急性期の入院、これが多くなることが予想されております。医師会の先生方の中にもそれぞれの地域に病床があった方がいいという先生方と、今、議員おっしゃったように一つに集約した方がいいという考え方がございます。それぞれの病院にはそれぞれの地

域医療を守ってきたということもありますので、経営面、効率面ばかりで判断はできないと思っておりますので、総合的な判断が必要であろうと思っております。

いずれにしましても27年に基幹病院が開院しますので、城内診療所も含めてどういう形態がいいのか、これからきちんと検討を進めていきたいと思っております。今現在ですと新六日町病院でまずは120床の整備をやっていこう。大和病院は40床程度の整備を基幹病院開院後にやっていこうと。そして城内診療所は今19床、実質的には25床持っているわけでありますので、これらをどう機能的に、そして地域の中でも安心していただけるような再編ができるか。これらにかかっておりますので、議員のおっしゃったことも含めまして、きちんと検討を進めていきたいと思っております。

それから医師確保の件でありますけれども、ご存じのように今、基幹病院の医師確保につきましては県と新大の間で順調に進んでおります。今は今度は周辺病院の専門的な診療科への医師派遣の協議に入ったということも伺っておりますので、基幹病院を中心とした地域医療、周辺病院への医師確保もある程度スムーズに行われるものだと思っております。

ただ、始まってすぐに100パーセントきちんとできるかということ、これはちょっと基幹病院の形態もございまして、すぐということにはならないかもわかりません。けれども、基幹病院が順調に運営・経営をしていくという状況になったときには、周辺病院についての医師派遣も相当私どもは可能性が大きい、あるいは100パーセントとは言いませんけれども大丈夫だろうという今思いを持っているところであります。

2 教育・文化について

スポーツ関係であります。受益者負担の原則、公平性の確保ということであります。議員おっしゃっていただいたスポーツ基本計画、これを評価をいただいて大変ありがとうございます。今、1点目の社会教育施設の利用、これは市民優先か興行優先かでありますけれども、基本とするところは市民のスポーツの推進でありますので、当然ですけれども市民優先。また、基本計画この4の中で、競技スポーツの推進も掲げております。目標を全国大会等出場数を現在の、これは過去5年平均ですが20パーセント増の85人以上としております。その目標を達成に向けた取り組みとしては、やはり全国レベルの大会の開催、誘致これを掲げてありまして、県の大会あるいは全国大会、こういう中でのトップレベルの大会の誘致も当然必要と考えております。

それで、住み分けになりますけれども、先ほど触れましたように基本は市民優先です。しかし、例えばインターハイだとかそういう大きな大会が行われるとき、こういうときには大会がある程度優先をする。期間が限定されておりますので、その期間は市民の皆さん方から少しご遠慮、我慢をいただいてこの大会に専念をするということも、あることが当然出てくるわけがあります。その節は当然であります。市民の皆さん方に、ご理解とご協力をお願いして利用調整をさせていただきたいと思っております。

インターネットの予約システムでありますけれども、現在の利用予約、これはご承知のとおり社会体育施設と学校体育施設と一緒に予約対象施設として利用調整を行っております。優先

的に年3回、体育施設登録団体、これは市内に在住、在勤、在学する5人以上で構成する団体であります、これを利用調整を行っております。

夏季の合宿利用調整は塩沢、六日町、大和地域におきまして若干調整方法は異なっておりますけれども、登録団体の協力を得ながらトラブルなく今利用いただいております。したがって、今すぐインターネットというところは考えておりませんが、大原運動公園等の整備がきちんと終わってという時点では、いずれやはり考えなければならない問題ではあるかと思っております。どういうシステムが一番利用者にとって利用しやすいかと、このことも含めて併せて考えていこうと思っております。

ちょっと実情を申し上げますと、この夏の合宿利用調整は塩沢地域は旅館等が合宿のため先に予約をします。その後登録団体の予約となっております。六日町・大和は通常どおり登録団体予約後、旅館等の合宿予約。しかし、この登録団体との話の上で協力を得て合宿の変更もあり得る。現にそういうことで調整をし合っております。

3点目の受益者負担の考え方があります。これは何ていいますか、おっしゃるとおりでありまして、現在でも条例上、市内利用者は市外利用者よりも料金を低く設定をしております。協力金という名目で徴収するよりは、料金設定で市民のスポーツ利用には軽減して、その他の利用あるいはある程度の利用料金をお願いをきちんとしなければならないと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

これも大原運動公園整備の進捗にあわせて、今のままの管理運営条例でいいか、十分検討を重ねてまいりたいと思っております。指定管理制度あるいはネーミングライツ、こういうことも含めてまた新しい問題も出てまいりますので、その点も含めて対応してまいりたいと思っております。

3 産業振興について

六日町街づくり会社の件でありまして、経営責任と道義的責任とはどういう意味だということでもあります。経営責任がないとは私も申し上げません。当然会社の経営についてはそのときどきの会社の社長を含めた役員、この皆さん方に経営責任はわるわけであります。ですので、今までもそういう責任感の下に極力運営してきたものだというふうに私は思っております。道義的責任と申しますのは、前にもちょっと申し上げましたように、この会社の発足が当時の六日町主導、そして初代の社長が六日町町長であったということ。しかも、当時町が最大出資者でありまして3億円の出資をしております。その後も一時ストップはしましたが、役員をずっとそこに輩出をしているということでありまして、役員ということは経営責任の一端がある。それは例えば市の副市長でありますと、副市長の立場でありますから、当然小原本人個人ではなくて、副市長たる小原であります。そうなりますと当然市の、市の責任であります。

そうなりますと、市が今こういう状況になって非常に経営的にも厳しいしというときに、それは一切市に責任がございませんということで、逃れられるものではないということでもあります。逃れられるとすれば初代まで遡って、その個人の責任を追求しなければならない。それはできません。当時の六日町町長も個人の責任で町長に就任したということではあり得ません。

六日町町長として、そして議会の中でも議論を経た中でそういうことになったわけであります。間違いなくこれは道義的な責任は非常に大きい。そういう私は信念の下に今回の図書館建設を進めているわけであります。

ただ、毎々申し上げますけれども、ララを救済するためのということよりは、図書館を建設するためにそれが必要だということであります。もし、ここに図書館建設がなくて今のままだったときに、いや3億円を出すとか用地費を出すなどそんなことはしませんから。そうなりますと今度は先ほど触れましたように、いよいよ会社が存続できないというかたちになりますと整理に入るわけであります。整理に入りますとさっき触れましたように、市が全く責任がなくて、一切負担がなくてそこを逃れられるということにはなり得ないというふうに思っておりますので、そういう意味で道義的責任ということを申し上げているところでありますのでご理解をいただきたいと思えます。

4 住環境整備について

住環境整備の公共交通確保であります。ご承知のように国が23年度に地域公共交通確保維持改善事業を新たに始めました。存続の危機に瀕している生活交通のネットワークについて地域のニーズを踏まえた最適な交通手段を維持確保するために、地域の多様な関係者による議論を踏まえた計画に基づき実施される取り組みを、一体的かつ継続的に国が支援をするということとであります。

今現在の市内の公共交通は鉄道や路線バス、無料の市民バス、これがございます。市民バスの運行は合併以来のままで地域ごとに違った運行をしているため、これはやはりちょっと不公平感がございます。自家用の普及あるいは少子化こういう影響によりまして、今の路線バスの利用も本当に減少しております。

市の財政負担は、そのことについても年々増加するということとありますので、路線バスを取り巻く環境は大変厳しい。そして議員おっしゃったように平成27年には基幹病院の開院、それに合わせて市立病院の再編も予定されておりますので、生活交通の確保あるいは市民ニーズに合った最適な交通を検討することは喫緊の課題ということとあります。

そういう中で何度か申し上げましたが、このたび市民の代表、交通事業者、道路管理者、学識経験者、行政、これらで構成いたします地域公共交通協議会を発足することにいたしました。3月26日に設立会議を行います。この協議会は地域公共交通の活性化と再生に関する法律、並びに道路運送法に基づく法定協議会となります。法定協議会とすることで構成員は協議の結果を尊重しなければならないということになります。

ですので、地域あるいは交通事業者、行政の責任分担のルールづくりをすることにもなるわけであります。24年度に取り組みます調査事業はこの協議会が事業主体となって行います。環境面あるいは財政面の制約を若干受けましても、より良いサービスの水準の合意形成を図るために行わせていただきます。

財政的にもこれからも持続可能で市民との協働体制による公共交通の確保、高齢者や交通不便地域の移動の確保、公共交通の利用の促進、こういうことに関します公共交通体系計画の策

定を目標として調査事業を行うものであります。

5 行財政改革・市民参画について

行財政計画のアクションプランの件であります。その中での市民参画と財政健全化ということとであります。議員からこのご指摘をいただきました市民参画の中では、市政モニターあるいはパブリックコメント、市政懇談会これにつきましておっしゃるところも多々ございます。市の施策について報告、ご意見を伺うような実情でありますね、今。ですので、改善の余地があることは事実として受け止めているところであります。

図書館建設あるいは大原運動公園整備、こういう大規模事業におきましてはご承知のように検討委員会や、地域福祉計画こういう様々な計画における策定委員会、こういうのも関係者あるいは有識者のほかに公募による市民の皆さんから加わっていただいております、協議検討をしていただいております。こういうことも含めて行政施策の立案の機会が、十分に機能発揮できるようにやはりこれからもより多くの市民の皆さんからご参加いただけるよう改善してまいりたいと考えております。

署名というお話がございました。署名そのものについてどうこう申し上げることではございませんけれども、1 施策ごとにやはり 市民の皆さんの行政ニーズというのは非常に多様であります。この中で一つの分野、そのごとに住民投票等も含めたいいわゆる署名、こういう手段で賛否を問うということは、私はそれが市民参画ということではないというふうに一貫して申し上げてきたところであります。医療や福祉の充実施策も、産業振興施策も、安全確保施策、その他施策も全て当然必要な施策でございます。ですので、全ての必要とされる事業をやはり経費も考えながら、効率的に実施をしていくと。そして可能な限り実現していくということとあります。そういうことがご提出いただいた署名の重さということに対する私の使命であるというふうに考えております。基本的な姿勢といたしましては当然でありますけれども、市民の皆さんの声を聞きながら行政を進めてまいります、市民の声というのは先ほど触れましたように多種多様、非常に多くあります。

そこで、やはりお互いが選挙の際にマニフェストとまでは申し上げませんが、公約という部分を掲げて立候補して市民の皆さん方の信を問うわけでありまして。そこできちんと打ち出していた事業に対してそれ相当の、例えば財政的にもう非常に無理だとか、あるいは予定はしていなかったけれどもこういう好転する要素があって、この事業をやろうとか、そういうことはあるかもわかりません。けれども、一般的にそういうことの中で先ほど言いましたように、一つの施策について署名を尊重しようとか、あるいは住民投票をやってみようとか、そういうことは全く私は考えておりません。

それをやり始めますと、もう行政が一つのことを執行するたびに全て署名をやってみたりとか、あるいは住民投票をやってみたりということになりかねません。ですからそれはそれとして署名がどうこうということは申し上げるつもりはございませんけれども、それが故に署名を重視して、例えば中止をしるとか、推進しるとかということにはなり得ない。参考としてお聞きはいたします。

財政健全化につきまして、22年度までの健全化計画、実施をして成果を上げさせていたという事はこのとおりであります。それから人件費抑制、これからも内部経費の削減、投資経費の抑制、特別会計繰り出しの見直し、これらの方針を継続して行政運営は行ってまいりますし、その検証も進めてまいります。先ほども触れましたように、必要の部分はきちんとやる。そういうことでやれる部分はですね、やらせていただくということであります。

それで、議員がおっしゃるむだ使いということは、私はないと。本来むだ使いというのはどういうことを指して言うのか。そういう意味からしますと、行政がむだ使いをしているという部分をよくこれは私たちの市ということではありませんが今、国会の議論の中でもむだ、むだ、むだということがありますけれども、果たしてそういう何ていいますか、ただ、ただそのときの時勢の流れの中で、あれがむだだ、これがむだだということが言えるのか。

八ツ場ダムなんかは本当にそういうことだと思います。あれはむだと言っても今止めた方がむだですよ。もう8割がた完成している。それを止めようというのですから、ではそのむだはどうなるのだとか。むだということはいろいろございますけれども、私どもはむだ使いをしようというようなことは絶対思ってもおりませんし、それは避けていくべきだと思っておりますので、何かお気づきの点がございましたらご指摘をいただきたい。

それから、新年度から実施しますアクションプランにおけます事業への取り組み方、取り組み内容、その結果につきましては行政改革推進委員会これは民間の皆さん方が主であります。この皆さんから評価をしていただくことになっております。そしてその評価を受けて見直しを行って、次年度の実施に反映させていただくと、このサイクルを繰り返して改善すべき点は改善をしていくということでありまして、このアクションプランの取り組み結果につきましては適宜、随時公表することになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

保健・医療・福祉についてでありますけれども、要するに、複数の病院長と一つの医局という部分でありますよね。この部分が果たしてその医療スタッフの確保ということに対して有効なのかどうかという部分でありますよね。非常に心配であります。

一般的に120床でいけば常勤医が10から12名くらいでありますよね。そうすると外来と入院がありますので、当然、医師が少なれば医師の負担が大きくなる。医師の負担が大きければ医師は自動的にそこには来ないという、これが今の医師不足の一つの構図なわけです。それをあえて分散をしようということは、私は非常に問題であるなというふうに思っています。市長どうお考えですか。

市長 1 保健・医療・福祉について

複数の病院院長と医局という問題でありますけれども、ご承知のように城内診療所はいわゆる診療所化したしまして会計も別にしましたから、全く関係ないとは言いませんけれども、医局という考え方はございません。それでも医師の確保は必要ですよ。残るは大和と六日町をどうするか。そして城内診療所の今保有しているベッド数をどうするかということでありまして。

そこにきちんとした方向性を出していけば、医師の確保も私は全く 全く心配していないということではなくて今から心配しておりますので、対応は十分できるとしております。

そのことについて例えば大和と六日町が出てくるわけですね、今、病院としては。それについて大和の宮永院長をはじめとする皆さんとはお話は申し上げておりますけれども、そのことに対する問題点というのは、ほとんど病院側の方からも、医師の皆さんからですよ、これはちょっとという話は伺っておりませんので、うまく対応ができるものだと思っております。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

当初予算を見ても例えば城内診療所への繰出金であったり、病院会計の繰出金だったりを見ると、やはり分散をしているというかたちで、これだけの人件費がかかるという部分が私は大きく出ているのではないかと。確かに病床を持つということは、それなりの負担をその先生方に強いるわけであります。私はやはり1か所に集中していくという方向が、同じ新病院を建設するのであれば、最初からもうこれだけの、マックスでこれだけのことをやりますよというかたちで出した方が、そこにやはり集まっていた先生方にとっては希望が出ると思うのですよね。このことについては市長はどうお考えですか。

市長 1 保健・医療・福祉について

病院と申しますか医師の皆さんの考え方や地域住民の皆さんの考え方が、必ずしも一致をすることではありません。私はやはり地域住民の皆さん方の不安と、そして不安を払拭し、医療体制をきちんと守っていくという方向に最重点を置いておりますので、例えばお医者さんとそういう中であつれきがあるとしても、それは私の方針に従っていただくということであります。それで医師が集まらないということがあるか否かちょっとわかりません。私はないように努めてまいりたいと思っておりますけれども。

例えば、議員は大和の病院は無床化でいいと、こうおっしゃるわけです。ところが先般、関議員からも含めてやはり大和地域の皆さんは、今まであれだけの病院があつて、それが一気に無床化、これは何だと、非常に不安になるわけです。ただ、長くやっていく中で例えばですよ、基幹病院そのものがそういう不安を全部払拭してくれる存在になれば、それはそれでいいと思います。急に一気に集約化ができてということにはなり得ない。

城内だって同じです。一番古い病院ですから。それを一気にもう公設民営にしまえなど、それはなかなか言うはやすしであります。ところが、地域の皆さん方はあそこを頼りにして今まで生きてきたわけですから、医療はほとんどが。今はまあこういうことになって病院もあちこちにできて、そしてまあまあ六日町にも行ったり、大和にも行ったりいろいろありますけれども、何と言っても特にお年寄りの皆さんのよりどころは、城内や五十沢は城内診療所なので。これを地域の皆さんに話もなく一気に無床化だとか、あるいは民間に委託するとかということではできません。

ですので、先般申し上げましたように24年度、保健課と城内診療所の方で一体となって、地域の皆さんにこれからの地域の医療の在り方はどうしていけばいいか。どういう考え方で、こう考えているのだけれどもどうだ、ということを中心に丁寧やりながら、その方向に収

れんをしていくということでやっていきたいと思っております。

7,000万円あるいは大和では数億円ということでもありますけれども、これは市民の皆さん方の命と健康を守るということからすれば、それは厳しいお金でありますけれども、それがむだになるとかそういうことではない。額でなかなかここが決定は、するつもりもありませんけれども、でき得ない。お金で計れるものではないということ、またご理解いただきたいと思っております。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

その185床の病院に集中をとすることはですね、医師確保ということが一番に考えた場合に分散をとすることで、結果的にですよ、400人以上の城内診療所ということやってスタートしたと。結果的に医者が結局いなくなったということの方が、私はこちらの方が現実味があるなというふうに思ったものですから、こういうことを言っているわけです。城内の方の診療所をなくせ、あんなところはいらないと、とにかく六日町へ来いと、大和は遠いから六日町へ来いとということではないのです。

まず、医師確保ということが一番に考えた場合にどうなのか。働く医師の方からすれば、やはり大人数でいた方が医師一人に対する負担が軽いわけですから。そういうような整備をして、どうぞ南魚沼健康の杜構想のために協力していただきたい、というかたちでやるべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

市長 1 保健・医療・福祉について

先ほどから申し上げておりますように、一気にそれがストレートにできるということではないということ、をまずご理解いただきたい。そして今、今の大和病院に勤務をしていらっしゃる先生方、看護師さんも含めて、やはり大和病院が例えば40床になったとしても大和病院に残る方もいます。六日町に来る方もいます。それは分散します。もう40の病院だから大和には全くいたくないなどという先生方はいないのです。今の先生はですよ、今いらっしゃる先生方は。

ですから、そこをうまく皆さん方から調整をしていただいて、大和で続けられる部分は続けて、さっき言った基幹病院の方でもう同じ敷地内にできるわけですから、地域の皆さん方ももう不安もないと、そういう方向性が出れば出たときです。でなければ、いくら基幹病院ができたからもう大和の病院はいらぬとか、無床化でいいということにはなり得ないということです。

基幹病院はご承知のように大体入院期間は平均的に2週間、それが過ぎると一応出すわけですから。そうしますと、それで家に行ってすぐ療養ができるということではありません。その受皿としての近くの病院も必要なわけです。大和にはほかに医療施設は全くありませんからそういうことも含めると、40では足りない80も欲しいというような先生方もいらっしゃいます。その辺をベッド数はもう限られておりますのでどう調整していくかというのが、これからの課題というふうに認識しておりますので、議員のおっしゃるような方向がすぐに打ち出せるということではないということをご理解いただきたいと思っております。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

大和病院が旧大和町時代から果たしてきた役割というのは十分承知をしております。私は亡くなった義理の父、旧大和町の町議会議員でありましたけれども、この病院についてはものすごく執心しておりました。その部分はしっかりと引き継いでおりますけれども、医者がいなくなったらではどうするかという部分をまず第一に考えて、この新市立病院の再編というのを考えていていただきたいという思いであります。

2 教育・文化について

次に教育・文化のスポーツ推進の部分なのですが、市民スポーツと競技力向上というのは、両立するべきものであると思いますけれども、競技力については例えば小・中あるいは高校とありますよね。そういうところの部活をどの程度強くしていくのかという部分もありますし、また社会人のクラブをどういうふうに強くしていくのかというのがあります。

今の現状を言いますと、成績を残している団体もあります。例えばソフトテニスの六日町中学でありますけれども、北信越の常連校になっております。ですが、これについてもなかなかどういう支援があるのかと言っても、保護者の負担がかなり多いというのがあります。そうすると私は競技を特化して強化をしていくという部分が必要であります。市民スポーツはまた健康という部分もありますので、別の意味があります。こういう住み分けをしていくときに、ではこの限りある施設をどうやって住み分けしていくかというところは課題であります。でありますので、こういうふうに成績を残しているところ、これから強くなるという部分についての支援というものを強力に推し進めていく、これは競技を特化してやらなければだめだと。全体的にやっていたらあぶ蜂取らずになりますので、そう思いますが、それについての市長のお考えを伺います。

市長 2 教育・文化について

確かに、県大会あるいは全国大会、あるいは世界レベルということで活躍をしていく部分を育てるということは、特化ということが非常に大切なことだとは思いますが、かといってスポーツを、一つに、一つとは言いませんけれども、特化をしてそしてそこには市として手厚い支援をするのだということになりますと、これはやはり市民の皆さんの中ではなかなか。例えば野球だって同じです、テニスだって同じですけれども例えばそれをやった場合に、ではそれをやらない人はどうするのだ。特化をしてそこに育成費みたいなのをどんどん、どんどん出してということでは、なかなか納得はいただけないだろうと思っておりますが、ただ議員のおっしゃることも必要なことは必要であります。ですので、何を特化するかということからまずそうなると考えなければなりません。

今ちょっと強いからではそれが特化だということではなくて、地域性とある程度結び付けるとか、市民の中でのその考え方も含めて、そういう部分がどうやっていけるのかというのは、スポーツ基本計画の中では特には触れていないと思っておりますけれども、また教育委員会の方でこれは子どもたちの部分については、特に学校ともまた協議していただきたい。

昔、十日町では諸里市長が、一学校一スポーツ、相撲を強くしたい学校には土俵を作る、野

球はグラウンドを作る、あるいは柔道ならその武道館を作ると、こういうことで特化をその学校、学校に特徴を持たせてやってまいりました。その結果として十日町が非常にある意味スポーツでは優秀な成績を残している部分も出ております。どういうことがいいのか。今度は何ていいですか、武道か、学校で必須科目になりましたので、学校の方では教育委員会等でそれらをどう調整をして、どういうふうにしていくかというのはまた一緒に協議をさせていただきたいと思っております。

寺口友彦君 2 教育・文化について

予約システム、インターネットを使った予約システムと協力研究部分については、整備の途中、あるいは終わってから検討するというものでありましたので、ぜひともいい方向に進めていただきたいと思います。

3 産業振興について

次に産業振興の街づくり会社でありますけれども、街づくり会社自体の役員であったり連帯保証人の方たちにも責任はあるということでもありますね。平成14年度に行われた部分については同僚議員の方の質疑からわかりました。今回、この3億円という支援金を入れるわけですね、3億円という支援金を入れるわけですよ。そうするとこれは確かに市の同義的責任であろうと思います。では、この時点で街づくり会社の役員であったり、あるいは連帯保証人だった方たちのお金という面での責任というのは、どういうふうにも果たされるというふうにお考えですか。

市長 3 産業振興について

今回、3億円という部分を出すというのは、要はあそこを図書館にするわけですので、その部分がララから外れるわけですね、街づくり会社から。そうなりますとお金を出している方とすれば、それは当然その相応の部分をちゃんとお返し下さいと。それは当然のことなのです。ですので、何の理由もなく3億円を出したということではなくて、機構の方ではそれは当然ですよ。抵当権 抵当権が付いたか付かないか別にして、今のある施設を作るということで対象にして、10億円だったら10億円を出すわけです。それが今度とは別の用途に利用されて、しかもララが利用するのではなくて、第三者が利用することになりますと、当然その部分については貸したお金を返してくださいと、それは一般的だと思います。

ですから、理屈も理由もなしに3億円を経営の運転資金にして出すということではないです。ですので、これは経営責任とかそういうことの意味には当たりません。市が、当然ですけども支払うべきお金ですから、これは。別にこれがララに行くわけではなくて機構に返すわけです。後の2億5千何百万円。これは今度はララの所有物、建物であり土地でありこれを売るわけです。それをララが経営改善に使ってきちんとやっていく。これはもう当然のことです。これもただ単に必要であるかわからないけれども、買ってしまったということではありません。前の駐車場とはちょっと違います。

駐車場の場合は第三者に売り渡そうとしていたのですね。ところが地域の皆さん方が、あそこに例えば建物ができたり、あるいは民間の所有物になると自分たちの駐車する場所もなくな

る。そういうことの中で、当時やむを得ず六日町が買ったわけです。あれは聞いてみましたら、ララの経営資金、運営資金に全部回っていますので、結局ララも今の建物でなくて、持っていた土地を売却することによって、経営面を改善しようと思って民間との交渉を進めたわけですから。それで民間がそれを買おうと。ではあそこに老人ホームを建てよう。そこまで話が進んで、だけれどもそれが阻止された、ということですから、全然経緯が違います。我々は今市が、あそこを図書館として必要だからそれを売ってください。しかも、その施設や土地を売るにあたってはお金を出している機構にそれ相応の分を返さなければ、それは機構だっていいなどと言いませんから。ですので、そういう性質のお金です。

ですから今ここで、今この時点での経営責任とか道義的責任とかということは、特に申し上げてはおりません。これから例えば経営が困難になって、終わったときにどうなるか。ただ、我々も今こうしてきちんとした施策をやるわけですので、前々から申し上げておりますように、こういうことを契機にそろそろ市もこの部分から離れて一人立ちをした経営をしていっていただきたい。そういうことはずっとお願いもしていきますし、そのことの実行に移らせていただきたいと思いますが、これはまだ100パーセント、県や支援機構がそれでよしとするか否かというのはちょっとわかりません。わかりませんが、私はそういう方向にかじを切っていきたいと思っております。

寺口友彦君 3 産業振興について

平成14年度に機構に対する返済の見直しをしたわけです。その間この23年までの期間に機構に対する元金の返済を見ても 元金の返済ですよ、見ても 経営者としてやはり最後は今で言ったら市ですよ。市がいるのだから元金を返さないでいいのではないかという、そういう思いが私は経営者の中にあつたというふうに思いますよ。そうすると、本来経営者であれば、元金が返せないということは大変なことなのです。それに対して経営責任であったり、また連帯保証人もそういうことを知らされているわけですから、それについての責任というのはどうなのかなということ、市としてはやはり聞くべきなのですよ。違いますか。

市長 3 産業振興について

ですから、経営者の皆さんに責任がないなどと全く申し上げるつもりはありません。しかし、10億円を機構から借り入れるときに、社長をこの間も触れました、当時議会で町長が社長のまま借入れをしようということであつたのです。ところが、それはだめですと。個人的にもそれだけのことを背負えるいわゆる資産があるわけではありませんし、かといって町がその連帯債務に印鑑を押すなどということは本来あり得ませんから、それはだめですと。

では借入れはどうなる。ララを進めてきたのはどうなるということの中で、我々はちょっとその経過はわかりませんが、今の方に社長をお願いして社長になったということですから、もう推して知るべしであります。ですので、当時の状況から見て、今の経営陣といえますか、役員の皆さん方が100パーセント責任を免れるなどとは思ってはいません。いませんが、町なり市が当然相当の支援をしたってしかるべきだという気持ちはあつたかも知りません。それは私は確実には伺っておりません。おりませんが、経営責任者としての責任を全

部忘れて、全部町だ、市だということを言っているわけでもありません。問題が出るとすればこれからでありますから、先ほど触れましたように、そういう中にきちんと入らないように整理をしていくということが、これからの私の務めだと思っております。

寺口友彦君 3 産業振興について

今回の支援金3億円これが機構側に渡りますと、機構側に残り6億1,200万円余ですかの債務が残るわけなのですね。それを今の市長の論理でいけば、これはやはりこの会社が始まる時点で旧六日町の町長が社長をしていたという責任があるとなれば、ではこの6億1,000万円についてもそれこそ道義的責任という部分で、市が全額払わなければならないというそういう論理になると思うのですけれども、違いますか。

市長 3 産業振興について

先ほどから申し上げておりますように、これはそういう意味合いのお金ではないということです。いいですか。2億5,000万がしは街づくり会社が所有しています建物と土地を買うお金です。別に支援金ではありません。それから3億円はそのことによっていわゆる借入れ条件であったその部分を市が買うわけですから、当然貸手になればこれは機構であっても銀行であっても同じですよ。その部分の物件がなくなるわけですから、それに見合ったお金を今返しなさいというのは当たり前のことですよ。これは別に理不尽だとも何とも思っておりません。

ですから、それは当然その原因者たる市がそれを払って解消していくというのは、それは私は当たり前だというふうに感じておりますけれども、支援金、支援金、何か支援金などという名目があったのか 支援金という意味ではない、当然の部分であるというふうには感じております。そのほかに理由もなく1億円出すとか、いやまあララの経営が大変だから5億円出すとか、これは支援金になろうかと思っておりますけれども。補助金です。返済の補助金です。支援金ではない。それを一つご理解いただきたいと思っております。

寺口友彦君 3 産業振興について

残りの6億1,200万円でしょうか、これについてどうですかというふうに聞いたわけです。

市長 3 産業振興について

それにつきましては、30年までに半額を返す、これはまあ大体めどが立っております。30年以降、今の予定で言いますと38年までにということでもあります。これについて今シミュレーションをさせていただいて先般もこの議場で申し上げましたように、機構あるいは県の方がこのシミュレーションでいいですよという担保が出なければ、私はもし議決されても執行しないということを申し上げてまいりました。

だって、そうでなければ存続ができないわけですから。ですので、そのことを条件にして執行させていただくということでもあります。もしだめなら執行しません。しかし、今の状況の中では一度に全額ということにはなり得ませんけれども、そういう返済方法でその都度、その都度協議をしていきたいと思いますということできておりますので、それはよしとしなければならない。ただ、もう一度きちんと確認をして念には念を入れて、入れたお金がむだにならないようにやらなければならないと思っております。

寺口友彦君 3 産業振興について

私は平成8年からですから16年間でしょうかね、この街づくり会社は駅前をよく頑張っていたと思いますと、ご苦労さまでしたという思いで今回入れたらどうかと。ついては皆様方も会社として身の振り方をお考えになったらどうかというかたちで、投げかけるべきではないかなというふうに思っておりますよ。あそこには幸か不幸か良食さんがあったり、お医者さんがあったりということで非常に有望な方がテナントとしていらっしゃいますよね。去年3月議会で図書館ということについて市長と議論しました。私はメディカルモール、健康を売ると。健康ランドと。まあ、歯牙にも掛けていただけませんでしたけれども。

やはりそういうような発想を持つというのは民間なのです。ついては街づくり会社の皆様方本当にご苦労さまでした。16年間お疲れさまでしたという意味で、今回あなた方もどうかという投げかけをするべきだと思うのです。いかがですか。身を引いたらいかがですかということですか。

市長 3 産業振興について

それは簡単なことでありますけれども、今、駅前のララそのものがどういう役割を果たしているかと言いますと、特に六日町の中の高齢者の皆さんのやはりよりどころですよ。お買い物の、それからお医者さんも二つあります。ですから、それを閉店して、もうこれでどうぞひとつ気楽にお下がりくださいなどということは、全く言うつもりはありません。もっともっと難儀をしながら知恵を絞ってこれを発展させていってくださいと。そして市民の皆さんのよりどころになれるような施設に、今度は市も図書館で入りますから一緒になってやっていきましょうと。それは経営ではありませんよ。はやらせるためのそういうことをですね、そういうことでもうひと踏ん張り一層の奮起をお願いしたいと思っております。

寺口友彦君 3 産業振興について

街づくり会社とショッピングセンターララというのは、私は団体として考えるべきではないというふうに思っておりますけれども、これについては非常に意見が違いますので、予算審議の中でまたちょっと聞いてみたいと思います。

4 住環境整備について

住環境整備の方でありますけれども、非常にいい取り組みであります。その中で路線バスですね、問題は路線バス。これは民間がやっていますので、市がもう止めなさいというわけにはいきません。それでこの協議の中に入っただけのものだと思っておりますけれども、路線バスも全体を一緒にして見直していかないと、例えばこの冬場を見ていただきましても、上越線が止まったりとかというのがありましたよね。そのときに17号線は動いております。そういうのを考えれば、路線バスの持つ意味というのは特に冬場は大きいと思っておりますのでこの部分を含めて入っているということなのですが。

ただ、実証実験を今年度やるという部分でありました。実証実験は今申しましたように、冬場はどうかという部分を、ぜひともやらなければならないというふうに思っておりますけれども、これについて市長のお考えを伺います。

市長 4 住環境整備について

実証実験でありますので、特定のその部分に限って、夏場だけとかということではないわけです。……部長、それでいいのかな。ごく詳しいことは、では都市計画課長か建設部長かどちらかに答弁させます。

建設部長 4 住環境整備について

交通事業者に対しても協議会の中で参加させていただきますし、その中で実証実験を1か月程度、いつの時期にするかということを含めて協議をしたいということで考えております。

寺口友彦君 4 住環境整備について

協議会の中でどういうふうに行われるかはわかりませんが、やはり冬場はどうかという部分が一番重要でありますので、この部分は市の方としても強く意見を言っていたきたいと思います。

5 行財政改革・市民参画について

最後に行財政改革・市民参画でありますけれども、市民の自発的な動きという部分ですね。その辺の中身云々ではなくて、こういうような自発的な動きをするということは、私はまあ南魚沼市とすれば非常にいい動きだなというふうに思っております。1個1個の施策についてこれはどうだ、あれはどうだというふうに住民投票みたいに聞けと言うわけではなくて、こういう動きが出てくるということは、それは動きそのものを潰すようなことは絶対にしてはならないと思いますけれども、それについて市長お考えは。

市長 5 行財政改革・市民参画について

それは大歓迎でありますから、どうぞ提言なりそういうことはおっしゃっていただいて結構です。市民の皆さん方が考えて、これはこうした方がいいとかですね、これは止めた方がいいとか、これは推進した方がいいとか、今は計画にないけれどもこういうことはどうだとか。それは十分いくらそういうことで活動していただいても、それはやはりひいてはこの政治といえますか、これに市政に関心を持っていただく一番の道であります。審議会とかそういうところにも全員の皆さんが参加できるわけではありませんので、それはそれで結構です。私はそういう動きは歓迎をいたします。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

行政者が立案への市民参画というのがどの段階で、市民の方に参加をしていただくかということなのですが、例えば検討委員会であったり、あるいは市政モニターであったりという段階がありますよね。そうすると、では今までやったのとどこが違うのですかという部分が出てくるわけです。今までと。

確かに市政モニターについては40人体制を70名ですか、人数を増やすというのも出ておりますけれども、では今までと違うようなやり方はどうかということに、私はこのやはり自発的な市で出した動きというものをどう取り組んでいくのかという部分を、きちんとその段階、こういう段階で入れますよということも含めて、このアクションプランの中で検討して実施をしていただきたいと思うのですけれども、これについて市長のお考えは。

市長 5 行財政改革・市民参画について

先ほどから申し上げておりますように、今まで、例えば総合計画審議会だとかこういうことが主でありました。そして、結局行政側が作った部分についてどうだ、こうだということが主でした。ただ、図書館だとか運動公園だとかについてはそういうことではなくて、ですから一般からのいわゆる参加を募ったわけです。今までは希望者の参加を募ったなどということはないのです。例えば行政経験者だとか、学識経験者だとか、どこそこの代表だとかというのが一応市民代表として。今の地域審議会も最初 地域審議会はいわゆる一般公募という部分もあります。ですからその一般公募というのがまずは今までと変わってきた、大きく変わってきたところ。これは応募していただいて入っていただく。そして全部決めたものについてどうだこうだなくて、どうしたらいいですかという投げかけもあるわけですから、そこが一つ大きく違ってきているところです。

ただ、全く例えば、例えばですよ、図書館を作りたいがどうすればいいという投げかけ方をしても、これはなかなか議論が進まないと思うのです。いわゆるたたき台として案は出します。これはなかなか行政でないといけない部分もありますので、それについてどうだこうだと。あるいは位置も含めてどうだこうだと。これは大きに議論していただくことは結構であります。

ですので、全く白紙のまま、丸なげみたいなことはやはりやっても無理があると思いますけれども、議員のおっしゃるように市民の皆さん方が意見も言いやすく、そして建設的で、そういう部分については大いにまたこれからもお願いしたいと思っておりますし、奨励していきたいと思っております。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

最後、財政健全化の部分でありますけれども、平成33年度までの財政計画を24年度にきっちりと見直しをするという部分であります。私は財政健全化計画の中でやはり繰出金と公債費、この部分に対する不安といいますか、そういう部分が市民の皆様からこういう署名運動とかにきたんだなというふうに実感しております。

例えば繰出金なんか見ても、水道会計であれば年間に借金が5億円から7億円くらいしか減らないわけです。この3月にまだ147億円の借金があると。下水道については年間2億円から3億円くらいしか減らないと。これは国の交付税の方で負担される部分も含めて330億円くらいでありますけれども、それでも170億円くらいは市が負担をしなければいけないだろうという部分があります。そうすると、果たして人口減少で生産年齢人口が減っていく中で、こういうような返済方法で大丈夫なのかという心配が、当然市民の中にあるわけなのです。

例えば国保会計であったり、病院会計、病院会計はこれから企業債を起こして新病院建設というふうになっていきますね。そういうふうになると、そういう部分の公債費だったり繰出金であったりする部分について本当に負担が増えずにやっていけるのかという部分については不安があると。その不安が私はこの署名活動になってきたのだなというように感じておりますけれども、市長どうお考えですか。

市長 5 行財政改革・市民参画について

そういう不安が署名活動になったか否かというのは、私はそのところはごくつまびらかに存じてはおりませんので言及は避けます。ただ、公債費あるいは繰出金、これは確かに多いのです。多いのですというか、これからだって合併特例債は、要は債ですから一回借りて今度は返済のときにその部分を、国が交付税で見るとは違いますから。ですから、その部分については交付税が多くなります。

ですので、度々申し上げておりますように、合併特例債事業の中でそのことだけで公債費がどんどん、どんどん上がるとか、将来的にそのことによって財政が不安になるということはない。これは33年までの推計の中でも、今作っておりますけれどもほとんどその数値は示されるとおもいます。繰出金につきましてはこれは全て過去のものでありまして、なかなか簡単にでは全部交付税で処置するかと、そういうことでもありません。

水道だって同じですね。いろいろな部分で見てもらっている部分がありますけれども、ではそれ以上に繰出金が必要になったらそれはどうするのだ、などということ、なかなか交付税で全部やってくださいなどということにはできません。そうならないように徐々に徐々に今整備を 整備というか財政をきちんとやってもらっているということでもあります。まだ150億円、160億円ですか、水道は残っています。

下水は若干増えます。もう一時ですね。下水の場合は70年が一応 償還期限は70年までになるということですが、30年が40年延びたりはしますけれども、そういう中で均等に返済をしていかなければならない。これが人口減社会になったときにどうなるかというのは、確かに心配があります。また改めて6月頃までには、33年までのいわゆる合併特例期間が終わった後の交付税算定が一元化されて、今までの優遇措置がなくなる、その分まで見ながら、財政計画は本当にどうなのだろうということを検証しているところであります。

さっき申し上げましたように、3月議会うちには思っておりましたけれども、まだちょっと国の方の部分の不確定要素、法のとかがいろいろありますので、6月には皆さん方の方にお示しをして、またいろいろご議論をいただけるものだと思っております。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

繰出金について非常に懸念をするのは、これからは事業が残っている下水道もそうでありますよね、下水道ですね。病院会計もそうであります。これから事業が始まるというふうであります。そうすると、午前中ですか議論もありました。人口減少だと。生産年齢人口が率は下がりますけれども、要は頭数がすごく減るのですよね、頭数が。働く人が減っていると、そういう中で高齢化社会を支えながら、借金を返済していかなければならないのだという現実があるわけです。

そうすると市民の方としては、本当に大丈夫なのかという部分での「むだ使い」でありますよ。市が提案してくることが全部むだ使いだなどということは私は言っておりません。ただ、やはり借りる段取りをするので大丈夫だというのでなくて、返済の段取りまで考えて、見通しもつきましたということがきちんと説明をされて、市民の方と情報は共有はできると。こうでなければ私は高齢化社会、生産年齢人口が減っていく中での南魚沼市の財政運営は大変だと思

いますけれども、これについて市長お考えがありましたら。

市長 5 行財政改革・市民参画について

当然ですけれども今までの財政計画もそのことは十分意識をして組んであります。ですから、例えばその大原運動公園の件でご心配なさっている皆さん方のところで、財政という話が出ますから財政についてはこれこれ、これこれこういうことで心配ございませんと言っているのです。言っているけれども、まあ私の信用がないのかどうなのか、ごく、どうもすとなとこない。

確かに明日、1日先のことがわからない世の中ですから、10年、15年先のことをお前がそう言ってもという話はあるかもわかりませんが、そこは我々もとても数字をいじって作ってうそをついて出して、それはそのときになれば必ずわかるわけですから。普通のこういう前提の条件の下にいったこうなりますと言ったのが、条件はずっと変わらなかったけれども結果は大違だったなどということはそれはわかるわけですから、そんなことをいわゆる公務員としてできるはずもありませんし、私もそれほどの悪人ではありません。

一応、いつも申し上げておりますように、墓石をかなづちでこづかれるようなことはやはりいやでありますので、何とかきちんと説明できたことが、おお、何とかあったのうと、ちょっとなでてやろうというくらいにはしてもらいたいと思っていますので、そういうつもりで頑張らせていただきますし、きちんとした数字を出してまた皆さんにご説明を申し上げます。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

市長から見れば私の方は悲観論者ということになると思いますけれども、客観的にその数値を見て情勢判断をして、ここはちょっと不安ではないかなという部分については、当然やはり議員としては持たなければいけない部分だと思っております。ですので、市長の方も闇雲にいい加減な計画を出したわけではないと、それは当たり前ですよ、当然ですよ。いい加減な計画ではない。ただし、その数値自体について、本当に市民の方に説明をしたとしても大丈夫だという部分で納得をしていただかなければなりません。

そうすると、今の災害復旧、国の方の災害復旧のやり方なんか見ているとそうでありましようけれども、やる側は一生懸命やっても受け取り方はそうではないという部分がありますよね。そういうことにならないように、やはりきちんと説明をしながらやっていくというやり方が、重要だなというふうに思っております。

一般質問で22番目ということで千秋楽の最後にやらせていただきましたが、幕尻から平幕が金星をねらいましたけれども、あっさりとはたきこまれたような感じがします。この情報共有という部分では、やはり説明責任を果たしていくということをお願いをして質問を終わります。

議長 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

議長 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は明日3月13日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後4時09分)

